

令和元年かすみがうら市議会第4回定例会
市長提出議案集

令和元年11月26日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 7 号	専決処分事項の報告について 〈農林水産業費県補助金返還に係る合意〉	1～3
2.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号)〉	4～14
3.	議案第 73 号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の制定について	15～35
4.	議案第 74 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	36～48
5.	議案第 75 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図る ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定について	49～51
6.	議案第 76 号	かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	52
7.	議案第 77 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	53～66
8.	議案第 78 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 について	67

9. 議案第 79 号	令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）	68～87
10. 議案第 80 号	令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	88～95
11. 議案第 81 号	令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	96～103
12. 議案第 82 号	令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）	104～107
13. 議案第 83 号	防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）変更請負契約の締結について	108
14. 議案第 84 号	かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定について	109
15. 議案第 85 号	新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新治地方広域事務組合規約の変更について	110
16. 議案第 86 号	市道路線の認定について	111～113
17. 議案第 87 号	市道路線の変更について	114～116

（参考資料）

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表	117～169
・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表	（117～132）
かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表（第 1 条関係）	（117）
かすみがうら市職員定数条例 新旧対照表（第 2 条関係）	（117）

かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表 (第 3 条関係)	 (117～118)
かすみがうら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 新旧対照表(第 4 条 関係)	 (118)
かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表(第 5 条関 係)	 (118～119)
かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例 新旧対照表(第 6 条関係)	 (119～130)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 7 条関係)	 (130～131)
かすみがうら市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する 条例 新旧対照表(第 8 条関係)	 (131～132)
かすみがうら市職員の旅費に関する条例 新旧対照表(第 9 条関係)	 (132)

・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法 律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧 対照表	 (132～137)
かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表 (第 1 条関係)	 (132～133)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	 (133～136)
かすみがうら市職員の旅費に関する条例 新旧対照表(第 3 条関係)	 (136)
かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第 4 条関係)	 (136～137)

- ・ かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表
..... (137)
- ・ かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例 新旧対照表 (137～168)
- ・ かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例 新旧対照表 (168)
- ・ 新治地方広域事務組合理約 新旧対照表 (168～169)

報告第 7 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

農林水産業費県補助金返還に係る合意について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 10 月 17 日

かすみがうら市長 坪 井 透

農林水産業費県補助金返還に係る合意について

1 相 手 方

(住所)

[REDACTED]

(氏名)

[REDACTED]

2 補助金返還の概要

当該補助金について、平成 28 年度において農業部門の減少により経営転換する農業者として補助金を交付したが、当該交付を受けた年度以降に再度補助金の交付を受けられない規定にも関わらず、交付要件の確認、精査不足により、平成 30 年度において、リタイヤする農業者として、補助金を相手方に対し再度交付した結果、補助金の二重交付となり、平成 30 年度に交付した補助金については県を通じて国への返還が生じたものである。

3 解決金額と合意の内容

(1) 解決金額 6, 642 円

(2) 相手方は、平成 30 年度に交付を受けた補助金 238, 000 円について、市が定めた日まで

に市が発行する納入通知書により納入する。

(3) 市は、相手方が補助金交付に係る諸経費 6, 642 円を相手方からの請求に基づき速やかに支払う。

(4) 双方互いに本合意を遵守し、本件に関し、本書条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

承認第 3 号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和元年11月8日

かすみがうら市長 坪 井 透

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
別紙のとおり

理 由

令和元年台風第19号及び10月25日の大雨により被災した市道の復旧に係る経費及び災害対応に従事した職員の人件費について、早急に対応する必要があるため当該経費を令和元年度一般会計補正予算（第4号）により補正を行う。

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第４号）

令和元年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３，０９１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
１８，８３７，５４８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出
予算補正費」による。

令和元年１１月８日 専決処分

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
20 繰越金		180,327	13,091	193,418	
	1 繰越金	180,327	13,091	193,418	
歳 入 合 計		18,824,457	13,091	18,837,548	

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		1, 235, 595	3, 091	1, 238, 686
	1 消 防 費	1, 235, 595	3, 091	1, 238, 686
11 災 害 復 旧 費		2	10, 000	10, 002
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	0	10, 000	10, 000
歳 出 合 計		18, 824, 457	13, 091	18, 837, 548

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,552,142	0	5,552,142
2 地方譲与 税	228,966	0	228,966
3 利子割交付 金	6,708	0	6,708
4 配当割交付 金	23,970	0	23,970
5 株式等譲渡所得割交付 金	21,605	0	21,605
6 地方消費税交付 金	746,253	0	746,253
7 ゴルフ場利用税交付 金	100,000	0	100,000
8 自動車取得税交付 金	20,000	0	20,000
9 環境性能割交付 金	14,000	0	14,000
10 地方特例交付 金	15,000	0	15,000
11 地方交付 税	4,069,000	0	4,069,000
12 交通安全対策特別交付 金	7,000	0	7,000
13 分担金及び負担 金	214,460	0	214,460
14 使用料及び手数 料	53,922	0	53,922
15 国庫支出 金	2,170,469	0	2,170,469
16 県 支 出 金	1,256,066	0	1,256,066
17 財 産 収 入	18,182	0	18,182
18 寄 附 金	20,044	0	20,044
19 繰 入 金	1,932,750	0	1,932,750
20 繰 越 金	180,327	13,091	193,418
21 諸 収 入	308,193	0	308,193

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1, 865, 400	0	1, 865, 400
歳 入 合 計	18, 824, 457	13, 091	18, 837, 548

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	145,033	0	145,033				
2 総 務 費	2,580,269	0	2,580,269				
3 民 生 費	6,058,215	0	6,058,215				
4 衛 生 費	2,073,082	0	2,073,082				
5 労 働 費	24,012	0	24,012				
6 農 林 水 産 業 費	671,363	0	671,363				
7 商 工 費	804,092	0	804,092				
8 土 木 費	1,547,558	0	1,547,558				
9 消 防 費	1,235,595	3,091	1,238,686				3,091
10 教 育 費	1,394,952	0	1,394,952				
11 災 害 復 旧 費	2	10,000	10,002				10,000
12 公 債 費	2,260,284	0	2,260,284				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	18,824,457	13,091	18,837,548				13,091

2歳入

(款) 20繰越金

(項) 1繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1繰越金	180,327	13,091	193,418	1繰越金	13,091	前年度繰越金
計	180,327	13,091	193,418			

3 歳 出				(項) 1 消防費						(単位 千円)	
(款) 9 消防費											
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
4災害対策費	388,254	3,091	391,345				3,091	3 職 員 手当等	3,091	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当 3 管理職員特別勤務手当	3,091 1,841 1,250
計	1,235,595	3,091	1,238,686				3,091				

(款) 11 災害復旧費				(項) 2 公共土木施設災害復旧費						
1 道路橋梁災害復旧費	0	10,000	10,000				10,000	15 工 事 請負費	10,000	02 道路橋梁災害復旧事業 10,000 15 道路橋梁災害復旧工事 10,000
計	0	10,000	10,000				10,000			

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	6,221	39,804
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	19,337	88,851
	その他の特別職	1,977	114,130				114,130	635	114,765
	計	1,996	166,750	23,004	24,280	3,193	217,227	26,193	243,420
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	6,221	39,804
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	19,337	88,851
	その他の特別職	1,977	114,130				114,130	635	114,765
	計	1,996	166,750	23,004	24,280	3,193	217,227	26,193	243,420
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	374		1,459,966	1,041,392	2,501,358	468,765	2,970,123
補正前	374		1,459,966	1,038,301	2,498,267	468,765	2,967,032
比 較				3,091	3,091		3,091

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	46,338	343,219	243,579	18,498	29,005	67,445	3,629	48,716	2,150	35,057	7,209	192,296	3,059	1,192
	補正前	46,338	343,219	243,579	18,498	29,005	65,604	3,629	48,716	2,150	35,057	7,209	192,296	1,809	1,192
	比 較						1,841							1,250	

議案第 73 号

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第 4 条－第 16 条）

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第 17 条－第 26 条）

第 4 章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第 27 条・第 28 条）

第 5 章 雑則（第 29 条・第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第

1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（2） パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、別表第1に定める行政職給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

（職務の級）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務

表によるものとする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

（号給）

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（給料の支給）

第7条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号。以下「給与条例」という。）第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第8条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第8条 給与条例第12条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（時間外勤務手当）

第9条 給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第14条第1項	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務
---------	-------------------------	--

		時間」という。) 以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第 1 4 条第 3 項	勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間
第 1 4 条第 4 項	勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日

(休日勤務手当)

第 1 0 条 給与条例第 1 5 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 5 条	勤務時間条例第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第 4 条及び 5 条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日
	正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員について定めら

		れた勤務時間
--	--	--------

(夜間勤務手当)

第 1 1 条 給与条例第 1 6 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(端数処理)

第 1 2 条 第 1 5 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条において準用する給与条例第 1 4 条、第 1 0 条において準用する給与条例第 1 5 条及び第 1 1 条において準用する給与条例第 1 6 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 1 3 条 給与条例第 2 0 条から第 2 0 条の 3 までの規定は、任期が 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、1 0 0 分の 1 3 0 を乗じて得た額に、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日以前 6 箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 1 0 0 分の 1 0 0
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 1 0 0 分の 8 0
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 1 0 0 分の 6 0
- (4) 3 箇月未満 1 0 0 分の 3 0

3 任期が6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（特殊勤務手当）

第14条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第47号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 第9条において準用する給与条例第14条、第10条において準用する給与条例第15条及び第11条において準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定

する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

- 第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。
- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6

条までの規定を適用して得た額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第3条から第11条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤

務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(休日勤務に係る報酬)

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（夜間勤務に係る報酬）

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（報酬の端数処理）

第22条 第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第23条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」

と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 任期が6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額
(報酬の減額)

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の

勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。ただし、日額支給とする場合の通勤に係る費用弁償の額については、別表第3に定めるところによる。

3 通勤に係る費用弁償の支給日は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、かすみがうら市職員の旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第49号）の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

第5章 雑則

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第29条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。この場合において、任命権

者が市長以外の場合は、市長と協議しなければならない。

(委任)

第 3 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	144, 100	194, 000
2	145, 200	195, 800
3	146, 400	197, 600
4	147, 500	199, 400
5	148, 600	200, 900
6	149, 700	202, 700
7	150, 800	204, 500
8	151, 900	206, 300
9	153, 000	207, 900
10	154, 400	209, 700
11	155, 700	211, 500
12	157, 000	213, 300
13	158, 300	214, 700
14	159, 800	216, 500
15	161, 300	218, 200
16	162, 900	220, 000
17	164, 200	221, 700
18	165, 700	223, 400
19	167, 200	225, 000
20	168, 700	226, 600

21	170, 100	228, 000
22	172, 800	229, 700
23	175, 400	231, 300
24	178, 000	232, 900
25	180, 700	234, 000
26	182, 400	235, 500
27	184, 000	236, 900
28	185, 700	238, 200
29	187, 200	239, 500
30	188, 900	240, 700
31	190, 700	241, 700
32	192, 400	242, 900
33	194, 000	244, 200
34	195, 400	245, 300
35	196, 900	246, 500
36	198, 400	247, 800
37	199, 700	248, 700
38	201, 000	250, 100
39	202, 200	251, 500
40	203, 500	252, 900
41	204, 800	254, 300
42	206, 100	255, 700
43	207, 400	257, 100
44	208, 700	258, 400
45	209, 800	259, 600
46	211, 100	260, 900

47	212, 400	262, 300
48	213, 700	263, 600
49	214, 800	264, 700
50	215, 900	265, 800
51	216, 900	267, 100
52	218, 000	268, 400
53	219, 100	269, 400
54	220, 100	270, 500
55	221, 000	271, 800
56	222, 000	273, 100
57	222, 400	274, 000
58	223, 300	275, 000
59	224, 100	275, 900
60	224, 900	277, 000
61	225, 600	278, 100
62	226, 600	279, 100
63	227, 400	280, 000
64	228, 300	281, 000
65	229, 000	281, 500
66	229, 800	282, 400
67	230, 700	283, 100
68	231, 700	284, 000
69	232, 400	285, 000
70	233, 100	285, 800
71	233, 700	286, 600
72	234, 500	287, 400

73	235,300	288,200
74	236,000	288,700
75	236,700	289,100
76	237,300	289,600
77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100

99	296, 500
100	296, 900
101	297, 100
102	297, 400
103	297, 800
104	298, 100
105	298, 300
106	298, 600
107	299, 000
108	299, 300
109	299, 500
110	299, 900
111	300, 300
112	300, 600
113	300, 800
114	301, 000
115	301, 300
116	301, 700
117	301, 900
118	302, 100
119	302, 400
120	302, 700
121	303, 100
122	303, 300
123	303, 600
124	303, 900

125		304, 200
-----	--	----------

別表第 2（第 5 条関係）

等級別基準職務表

行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

別表第 3（第 2 8 条関係）

自動車等の使用距離	日額 (円)	月限度額 (円)
片道2km以上5km未満	100	2, 000
片道5km以上10km未満	200	4, 200
片道10km以上15km未満	340	7, 100
片道15km以上20km未満	480	10, 000
片道20km以上25km未満	610	12, 900
片道25km以上30km未満	750	15, 800
片道30km以上35km未満	890	18, 700
片道35km以上40km未満	1, 030	21, 600
片道40km以上45km未満	1, 160	24, 400

片道45km以上50km未満	1, 250	26, 200
片道50km以上55km未満	1, 330	28, 000
片道55km以上60km未満	1, 420	29, 800
片道60km以上	1, 500	31, 600

議案第 7 4 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1
7 年かすみがうら市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「非常勤職員（法第 2 8 条の 5 第 1 項）」を「非常勤職員（地方公
務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び同法第 2 8 条の 5 第 1 項」
に改める。

(かすみがうら市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市職員定数条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 2 9
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「常時勤務する地方公務員で、一般職に属する者（6 月以内の期

間を定めて雇用される者を除く。）」を「勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条第５項の規定により臨時的に任用する職員及び非常勤の職員を除く。）」に改める。

（かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）
第３条 かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

４ 法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは「法第２２条の２第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（かすみがうら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）
第４条 かすみがうら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「給料」を「の期間について、給料（法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員にあつては、かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）第 条に規定する報酬の額）」に改める。

（かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）
第５条 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２６１号」を「第２６１号。以下「法」という。」に改める。

第２条第２項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第１８条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条

中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」
を「法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正）

第 6 条 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 43 号）の一部を次のように改
正する。

第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に改める。

第 5 条第 10 項から第 13 項までを削る。

別表第 1 中

「

職名		
執行機関		
	教育委員会委員	
	選挙管理委員会委員	委員長
		委員
	監査委員	知識経験を有する ものの中から選任 された委員
		議会議員の中から 選任された委員
	固定資産評価審査委員会委員	

」

を

「

機関名	職名	
執行機関	教育委員会委員	
	選挙管理委員会委員	委員長
		委員
	監査委員	知識経験を有する ものの中から選任 された委員
		議会議員の中から 選任された委員
	固定資産評価審査委員会委員	

」

に改め、

「

農地流動化 推進委員				8, 7 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0 0	2, 1 0 0
行政 区 長	1 0 戸 以下	1 0, 0 0 0						
	1 1 ～ 3 0 戸	2 5, 0 0 0						
	3 1 ～ 5 0 戸	5 0, 0 0 0						

	5 1 ~ 1 0 0 戸	7 5, 0 0 0						
	1 0 1 ~ 2 0 0 戸	1 0 0, 0 0 0						
	2 0 1 ~ 3 0 0 戸	1 2 5, 0 0 0						
	3 0 1 ~ 4 0 0 戸	1 5 0, 0 0 0						
	4 0 1 戸以上	1 7 5, 0 0 0						
産業医			5 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
統 計 調 査 員	一般統 計調査				3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	基幹統 計調査				3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
徴収嘱託員			5 0, 5 0 0					

福祉事務所 嘱託医			5 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
身体障害者 相談員		2 0, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
知的障害者 相談員		2 0, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
生活保護相 談員			1 1 2, 5 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
生活保護就 労支援員			1 1 2, 5 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
主任介護支 援専門員			1 7 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
介 護 支 援 専 門 員	保健師 の免許 を有す る者		1 5 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	社会福 祉士の 資格を 有する 者		1 3 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0

	上記以外		1 3 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
児童扶養手当障害認定医				1 5, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
主任家庭児童相談員			1 7 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
家庭児童相談員			1 5 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
母子・父子自立支援員			1 2 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
ハートフル相談員			1 5 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
嘱託医師				2 5, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
嘱託歯科医師				2 1, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
保 育	内科	5 5, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0

所 嘱 託 医	歯科	5 0 , 0 0 0		2 5 0	3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0
	歯科医			7 , 0	3 7	2 , 1	1 2 ,	2 , 1
	師助手			0 0		0 0	5 0 0	0 0
	歯科衛 生士			7 , 0 0 0	3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0
廃棄物不法 投棄監視員		2 0 , 0 0 0			3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0
水質監視員		2 0 , 0 0 0			3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0
環境保全監 視員			1 8 0 , 0 0 0		3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0
消 費 生 活 相 談 員	週 4 日 の勤務		1 2 0 , 0 0 0		3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0
	週 4 日 未満の 勤務			7 , 5 0 0	3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0
土木技術指 導員				8 , 7 5 0	3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0
教育相談員			8 5 , 0 0 0		3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0

学校生活相談員				8, 7 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
教育活動指導員			2 5 0, 0 0 0					
校 医	内科	5 5, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	眼科・歯科	5 0, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	薬剤師			2 5, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
就学時健康診断医				2 0, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
教育支援調査員				7, 5 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
社会教育指導員			1 0 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
青少年相談員		3 0, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
スポーツ推進委員				7, 5 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
民俗資料調査員		1 6, 0 0 0						

公 民 館 の 職 員	館長		1 3 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	コミュ ニティ 推進委 員	3 0, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	コミュ ニティ 推進委 員主事		1 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	分館長	8, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	ティームテ ィーチング 非常勤講師			1, 7 5 0				
	小中学校非 常勤講師			2, 8 7 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0

」

を

「

産業医			5 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
統	一般統				3 7	2, 1	1 2,	2, 1

計 調 査 員	計調査					0 0	5 0 0	0 0
	基幹統計調査				3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
福祉事務所 嘱託医			5 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
児童扶養手 当障害認定 医				1 5, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
嘱託医師				2 5, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
嘱託歯科医 師				2 1, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
保 育 所 嘱 託 医	内科	5 5, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	歯科	5 0, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	歯科医 師助手			7, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	歯科衛 生士			7, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
校 医	内科	5 5, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	眼科・歯	5 0,		2 5 0	3 7	2, 1	1 2,	2, 1

	科	0 0 0				0 0	5 0 0	0 0
	薬剤師			2 5 , 0 0 0	3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0
	就学時健康 診断医			2 0 , 0 0 0	3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0

」

に改め、同表備考中第5項を削り、第6項を第5項とし、同表備考中第7項を削り、第8項を第6項とし、同表備考中第9項を削り、第10項を第7項とし、第11項を第8項とし、同表備考第12項を削る。

別表第4を削る。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第5条第2項を削る。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

(かすみがうら市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 かすみがうら市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第48号）の一部を次のよう

に改正する。

第1条中「職員」を「労務職員」に改める。

第2条中「職員の給与の種類」を「労務職員（この項において、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与の種類」に改め、同条に次の1項を加える。

2 労務職員のうち、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類は、かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年度かすみがうら市条例第 号）の適用を受ける職員の例による。

第3条中「一般職員」を「前条第1項に規定する職員にあつては一般職員の、同条第2項に規定する職員にあつては会計年度任用職員」に改める。

（かすみがうら市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第9条 かすみがうら市職員の旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」を「一般職の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する職員に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 7 5 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に關す
る条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定
する。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に關す
る条例

(かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)
第 1 条 かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成
1 7 年かすみがうら市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 1 6 条第 2 号」を「第 1 6 条第 1 号」に改める。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)
第 2 条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市
条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁固」を「禁錮」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁固」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「同条同項」を「同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

（かすみがうら市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第3条 かすみがうら市職員の旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで若しくは」を「第16条各号又は」に、「場合には」を「ときは」に改める。

（かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例による。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）第20条第1項及び第4項、第20条の2第2号（旧給与条例第21条第5項及び第24条第8項において準用する場合を含む。）、第21条第1項及び第2項第1号並びに第24条第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 7 6 号

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年かすみがうら市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 23 号を第 28 号とし、第 18 号から第 22 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 22 号とし、同条中第 16 号を第 21 号とし、第 15 号を第 20 号とし、同条第 14 号中「第 14 条第 1 項」を「第 7 条第 10 項第 5 号」に改め、同号

を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「場合においては」の次に「、教育・保育給付認定に基づき」を加え、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する本市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利

用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ

(ア) 又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。

イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一

の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「をいう」に改め、「この項及び第19条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「改善」を「提供する特定教育・保育の質の改善」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子

ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」とあるを「教育・保育給付認定子ども」とあるに、「支給認定子どもとする」を「教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」とあるのは「同項第1号」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号」に、「支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とするを「教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所

内保育事業を除く。)の」に、「の数を1人」を「の数は、家庭的保育事業にあつては1人」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「同条」を「同省令第27条」に改め、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削る。

第38条中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に改め、「場合においては」の次に「、教育・保育給付認定に基づき」を加え、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が

20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案

して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する本市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるとき

は、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」を「をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」を「をいう。以下同じ。)」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者

（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項までとする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保

育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第２項中「（法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第１９条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第２項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第３条を次のように改める。

第３条 削除

附則第５条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「第４２条第１項本文」を「第４２条第１項」に、「５年」を「１０年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成 26 年かすみがうら市条例第 22 号）の一部を次のように改正す
る。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）

令和元年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 0， 3 9 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8， 9 4 7， 9 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
10 地 方 特 例 交 付 金		15,000	6,806	21,806
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金	0	6,806	6,806
15 国 庫 支 出 金		2,170,469	14,327	2,184,796
	1 国 庫 負 担 金	1,560,068	13,612	1,573,680
	2 国 庫 補 助 金	599,255	715	599,970
16 県 支 出 金		1,256,066	11,038	1,267,104
	1 県 負 担 金	608,826	6,806	615,632
	2 県 補 助 金	452,123	4,232	456,355
19 繰 入 金		1,932,750	1,248	1,933,998
	1 基 金 繰 入 金	1,932,747	1,248	1,933,995
20 繰 越 金		193,418	50,821	244,239
	1 繰 越 金	193,418	50,821	244,239
21 諸 収 入		308,193	6,357	314,550
	5 雑 入	269,978	6,357	276,335
22 市 債		1,865,400	19,800	1,885,200
	1 市 債	1,865,400	19,800	1,885,200
歳 入 合 計		18,837,548	110,397	18,947,945

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		145,033	1,263	146,296
	1 議 会 費	145,033	1,263	146,296
2 総 務 費		2,580,269	25,571	2,605,840
	1 総 務 管 理 費	2,218,072	33,100	2,251,172
	2 徴 税 費	223,334	26	223,360
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	99,986	△7,555	92,431
3 民 生 費		6,058,215	90,720	6,148,935
	1 社 会 福 祉 費	3,087,712	9,707	3,097,419
	2 児 童 福 祉 費	2,478,287	16,822	2,495,109
	3 生 活 保 護 費	492,216	64,191	556,407
4 衛 生 費		2,073,082	7,241	2,080,323
	1 保 健 衛 生 費	2,073,082	7,241	2,080,323
5 労 働 費		24,012	2,244	26,256
	1 労 働 諸 費	24,012	2,244	26,256
6 農 林 水 産 業 費		671,363	14,629	685,992
	1 農 業 費	653,171	14,629	667,800
7 商 工 費		804,092	7,571	811,663
	1 商 工 費	804,092	7,571	811,663
8 土 木 費		1,547,558	△9,967	1,537,591
	1 土 木 管 理 費	104,609	△6,469	98,140
	4 都 市 計 画 費	944,261	△3,498	940,763
9 消 防 費		1,238,686	△27,546	1,211,140

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消 防 費	1, 238, 686	△27, 546	1, 211, 140
10 教 育 費		1, 394, 952	△1, 329	1, 393, 623
	1 教 育 総 務 費	224, 148	1, 678	225, 826
	4 社 会 教 育 費	297, 134	△4, 440	292, 694
	5 保 健 体 育 費	151, 400	1, 433	152, 833
歳 出 合 計		18, 837, 548	110, 397	18, 947, 945

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
千代田庁舎防災センター発電機 改修工事設計業務委託	令和元年度から令和２年度まで	3, 3 0 0
かすみがうら市雪入ふれあいの 里公園及び三ツ石森林公園指定 管理料	令和２年度から令和６年度まで	1 0 5, 2 6 0
歩崎公園造成工事設計業務等委 託	令和元年度から令和２年度まで	3, 0 0 0
防災無線等放送室改修実施設計 業務委託	令和元年度から令和２年度まで	5 0 6
霞ヶ浦北小学校空調設備修繕	令和元年度から令和２年度まで	3, 2 0 1

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
複合型健康福祉拠点施設整備事業債	580,400	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	600,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,552,142	0	5,552,142
2 地方譲与 税	228,966	0	228,966
3 利子割交付 金	6,708	0	6,708
4 配当割交付 金	23,970	0	23,970
5 株式等譲渡所得割交付 金	21,605	0	21,605
6 地方消費税交付 金	746,253	0	746,253
7 ゴルフ場利用税交付 金	100,000	0	100,000
8 自動車取得税交付 金	20,000	0	20,000
9 環境性能割交付 金	14,000	0	14,000
10 地方特例交付 金	15,000	6,806	21,806
11 地方交付 税	4,069,000	0	4,069,000
12 交通安全対策特別交付 金	7,000	0	7,000
13 分担金及び負担 金	214,460	0	214,460
14 使用料及び手数 料	53,922	0	53,922
15 国庫支出 金	2,170,469	14,327	2,184,796
16 県 支 出 金	1,256,066	11,038	1,267,104
17 財産 収 入	18,182	0	18,182
18 寄 附 金	20,044	0	20,044
19 繰 入 金	1,932,750	1,248	1,933,998
20 繰 越 金	193,418	50,821	244,239
21 諸 収 入	308,193	6,357	314,550

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1, 865, 400	19, 800	1, 885, 200
歳 入 合 計	18, 837, 548	110, 397	18, 947, 945

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	145,033	1,263	146,296						1,263
2 総 務 費	2,580,269	25,571	2,605,840		19,800	1,248			4,523
3 民 生 費	6,058,215	90,720	6,148,935	21,133					69,587
4 衛 生 費	2,073,082	7,241	2,080,323						7,241
5 労 働 費	24,012	2,244	26,256						2,244
6 農 林 水 産 業 費	671,363	14,629	685,992	4,232		6,357			4,040
7 商 工 費	804,092	7,571	811,663						7,571
8 土 木 費	1,547,558	△9,967	1,537,591						△9,967
9 消 防 費	1,238,686	△27,546	1,211,140						△27,546
10 教 育 費	1,394,952	△1,329	1,393,623						△1,329
11 災 害 復 旧 費	10,002	0	10,002						
12 公 債 費	2,260,284	0	2,260,284						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	18,837,548	110,397	18,947,945	25,365	19,800	7,605			57,627

2 歳 入

(款) 10 地方特例交付金 (項) 2 子ども・子育て支援臨時交付金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 子ども・子育て支援臨時交付金	0	6,806	6,806	1 子ども・子育て支援臨時交付金	6,806	子ども・子育て支援臨時交付金
計	0	6,806	6,806			

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,560,068	13,612	1,573,680	2 児童福祉費負担金	13,612	施設等利用給付費負担金
計	1,560,068	13,612	1,573,680			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	117,183	715	117,898	4 生活保護費補助金	715	生活保護適正化推進事業補助金
計	599,255	715	599,970			

(款) 16 県支出金 (項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	608,826	6,806	615,632	2 児童福祉費負担金	6,806	施設等利用給付費負担金
計	608,826	6,806	615,632			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

4 農林水産業費県補助金	42,114	4,232	46,346	1 農業費補助金	4,232	機構集積協力金交付事業費補助金 654 農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 3,578
計	452,123	4,232	456,355			

(款) 19 繰入金 (項) 1 基金繰入金

5 公共施設等整備基金繰入金	56,008	1,248	57,256	1 公共施設等整備基金繰入金	1,248	複合型健康福祉拠点施設整備事業
計	1,932,747	1,248	1,933,995			

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	193,418	50,821	244,239	1 繰越金	50,821	前年度繰越金
計	193,418	50,821	244,239			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 雑 入	233, 709	6, 357	240, 066	1 雑 入	6, 357	機構集積協力金返還金 738 多面的機能支払交付金返還金 5, 619
計	269, 978	6, 357	276, 335			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 総 務 債	759, 900	19, 800	779, 700	1 複合型健康福祉拠点施設整備事業債	19, 800	複合型健康福祉拠点施設整備事業債
計	1, 865, 400	19, 800	1, 885, 200			

3 歳 出

(款) 1 議会費				(項) 1 議会費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1議 会 費	145,033	1,263	146,296				1,263	2 給 料	△112	01 職員等人件費 1,263
								3 職 員 手当等	854	2 一般職給料 △112
								4 共 済 費	521	3 扶養手当 315
										3 期末手当 455
										3 勤勉手当 84
										4 共済組合負担金 521
計	145,033	1,263	146,296				1,263			

(款) 2 総務費				(項) 1 総務管理費								
1 一般管理費	880,742	△29,265	851,477				△29,265	2 給 料	△12,199	01 職員等人件費	△29,265	
								3 職 員 手当等	△11,993		2 一般職給料	△11,292
								4 共済費	△5,073		2 嘱託職員給料	△907
										3 扶養手当	192	
										3 通勤手当	63	
										3 住居手当	289	
										3 管理職手当	△1,168	
										3 期末手当	△3,371	
										3 勤勉手当	△2,960	
										3 退職手当	△4,568	
										3 嘱託職員通勤手当	△54	
										3 児童手当	40	
										3 地域手当	△456	
										4 共済組合負担金	△4,353	
										4 社会保険料	△720	
6 財産管理費	810,607	51,365	861,972		19,800	1,248	30,317	13 委託料	3,504	10 複合型健康福祉拠点施設整備事業（政策）	51,365	
								15 工 事 請負費	20,131		13 ネットワーク機器設定委託	3,504
								18 備 品 購入費	27,730		15 複合型健康福祉拠点施設整備工事	20,131
										18 複合型健康福祉拠点施設備品	27,730	
13 あじさい館管理費	89,849	11,000	100,849				11,000	15 工 事 請負費	11,000	02 あじさい館管理事業	11,000	
										15 冷暖房設備修繕工事	11,000	
計	2,218,072	33,100	2,251,172		19,800	1,248	12,052					

(款) 2 総務費				(項) 2 徴税費									
1 税務総務費	134,302	826	135,128				826	2 給 料	363	01 職員等人件費	826		
								3 職 員 手当等	377			2 一般職給料	363
								4 共済費	86			3 扶養手当	△162
										3 通勤手当	11		

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(1 税務総務費)										3 住居手当 48
										3 期末手当 443
										3 勤勉手当 37
										4 共済組合負担金 456
										4 社会保険料 △370
3 徴 収 費	18,666	△800	17,866				△800	3 職 員 手 当 等	△800	01 職員等人件費 △800
										3 時間外勤務手当 △800
計	223,334	26	223,360				26			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	98,978	△7,555	91,423				△7,555	2 給料	△4,189	01 職員等人件費 △7,555 2 一般職給料 △4,189 3 扶養手当 △480 3 通勤手当 △11 3 期末手当 △825 3 勤勉手当 △950 4 共済組合負担金 △1,100
								3 職員手当等	△2,266	
								4 共済費	△1,100	
計	99,986	△7,555	92,431				△7,555			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	737,539	3,846	741,385				3,846	2 給料	△1,468	01 職員等人件費 △654 2 一般職給料 △1,500 2 嘱託職員給料 32 3 扶養手当 162 3 通勤手当 604 3 住居手当 124 3 管理職手当 △141 3 期末手当 373 3 勤勉手当 △49 3 地域手当 9 4 共済組合負担金 369 4 社会保険料 △637 13 国民健康保険特別会計繰出事業 4,500 28 国民健康保険特別会計繰出金 4,500
								3 職員手当等	1,082	
								4 共済費	△268	
								28 繰出金	4,500	
3 障害者福祉費	840,269	2,904	843,173				2,904	23 償還金、利子及び割引料	2,904	05 障害者自立支援事業 2,904 23 国庫負担金等超過交付返還金 2,904

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 国民年金費	6, 573	△2, 395	4, 178				△2, 395	2 給 料	△1, 647	01 職員等人件費 △2, 395 2 一般職給料 △1, 647 3 通勤手当 △27 3 期末手当 △165 3 勤勉手当 △400 4 共済組合負担金 △156
								3 職 員 手当等	△592	
								4 共済費	△156	
7 介護保険費	545, 584	5, 352	550, 936				5, 352	12 役務費	90	
								20 扶助費	900	
								28 繰出金	4, 362	
計	3, 087, 712	9, 707	3, 097, 419				9, 707			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	19,331	103	19,434				103	23 償還金、利子及び割引料	103	03 家庭児童相談事業（政策） 103
										23 国庫負担金等超過交付返還金 103
2児童措置費	842,909	1,284	844,193				1,284	23 償還金、利子及び割引料	1,284	05 児童手当事業 1,284
										23 国庫負担金等超過交付返還金 1,284
3保育所費	374,499	△13,043	361,456				△13,043	2 給 料	△7,057	01 職員等人件費 △13,043
								3 職 員 手当等	△3,756	2 一般職給料 △7,057
								4 共済費	△2,230	3 扶養手当 60
										3 通勤手当 △42
										3 管理職手当 △421
										3 期末手当 △1,904
										3 勤勉手当 △1,449
										4 共済組合負担金 △2,007
										4 社会保険料 △223
4児童福祉施設費	1,036,921	27,225	1,064,146	20,418			6,807	20 扶助費	27,225	05 認定こども園事業 27,225
										20 市内私立認定こども園給付費 18,803
										20 市外私立認定こども園給付費 8,422
5児童館費	63,171	1,253	64,424				1,253	2 給 料	△334	01 職員等人件費 1,253
										2 一般職給料 △334

(款) 3 民生費				(項) 2 児童福祉費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他		区 分	金 額	
(5児童館費)								3 職 員 手当等	1,179	3 扶養手当 280
								4 共済費	408	3 通勤手当 85
										3 住居手当 286
										3 期末手当 389
										3 勤勉手当 139
										4 共済組合負担金 408
計	2,478,287	16,822	2,495,109	20,418			△3,596			

(款) 3 民生費				(項) 3 生活保護費							
1 生活保護 総 務 費	72, 350	64, 191	136, 541	715			63, 476	2 給 料	650	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 02 生活保護等総務事業 23 国庫負担金等超過交付返還金 04 生活保護適正化推進事業（政策） 13 生活保護システム改修委託	1, 673
								3 職 員 手当等	378		650
								4 共済費	645		△318
								13 委託料	1, 163		△154
								23 償還金 、利子 及 び 割引料	61, 355		216
											472
		162									
		645									
		61, 355									
		61, 355									
		1, 163									
		1, 163									
計	492, 216	64, 191	556, 407	715			63, 476				

(款) 4 衛生費				(項) 1 保健衛生費						
1保健衛生 総 務 費	427,130	3,260	430,390				3,260	2 給 料	2,858	01 職員等人件費 3,260 2 一般職給料 2,858 3 扶養手当 △594 3 通勤手当 △130 3 住居手当 △210 3 管理職手当 △422 3 期末手当 1,061 3 勤勉手当 370 4 共済組合負担金 799 4 社会保険料 △472
								3 職 員 手当等	75	
								4 共済費	327	
5保健セン タ ー 費	6,260	3,981	10,241				3,981	18 備 品 購入費	3,981	02 保健センター管理事業 3,981 18 保健センター備品 3,981
計	2,073,082	7,241	2,080,323				7,241			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2働く女性 の家管理 費	13,607	2,244	15,851				2,244	2 給 料	1,114	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 通勤手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	2,244 1,114 51 487 △29 621
								3 職 員 手当等	509		
								4 共済費	621		
計	24,012	2,244	26,256				2,244				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員 会 費	57,315	402	57,717				402	2 給 料 3 職 員 手当等 4 共済費	152 59 191	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	402 152 △272 69 375 △113 191
2 農業総務 費	378,251	△6,659	371,592				△6,659	2 給 料 3 職 員 手当等 4 共済費	△393 △6,368 102	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△6,659 △393 △438 △5,283 △324 △8 △315 102
3 農業振興 費	32,052	4,970	37,022	4,232		738		19 負担金 、補助 及 び 交付金 23 償還金 、利子 及 び 割引料	4,232 738	09 農業振興事業 19 農業次世代人材投資資金経 営開始型補助金 13 農地中間管理事業（政策） 19 機構集積協力金 23 県補助金等返還金	3,578 3,578 1,392 654 738
4 畜産振興 費	3,474	7,113	10,587				7,113	19 負担金 、補助 及 び 交付金	7,113	03 畜産振興事業（政策） 19 家畜防疫予防事業推進補助 金	7,113 7,113
8 農 地 費	144,243	8,803	153,046			5,619	3,184	19 負担金 、補助 及 び 交付金	4,588	03 土地改良整備支援事業（政策） 19 県単土地改良上乘せ補助金 08 農地維持・資源向上対策事業 23 県交付金等返還金	4,588 4,588 4,215 4,215

(款) 6 農林水産業費				(項) 1 農業費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源	地方債	その他		区分	金額	
(8農地費)				国県支出金				23 償還金、利子及び割引料	4,215	
計	653,171	14,629	667,800	4,232		6,357	4,040			

(款) 7 商工費				(項) 1 商工費						
1 商工総務費	56,251	7,567	63,818				7,567	2 給料	4,030	01 職員等人件費 7,567 2 一般職給料 4,030 3 通勤手当 87 3 住居手当 417 3 期末手当 1,121 3 勤勉手当 572 4 共済組合負担金 1,340
								3 職員手当等	2,197	
								4 共済費	1,340	
4 歩崎公園管理費	222,399	4	222,403				4	2 給料	4	01 職員等人件費 4 2 嘱託職員給料 4
計	804,092	7,571	811,663				7,571			

(款) 8 土木費				(項) 1 土木管理費						
1 土木総務費	104,609	△6,469	98,140				△6,469	2 給料	△4,017	01 職員等人件費 △6,469 2 一般職給料 △4,035 2 嘱託職員給料 18 3 扶養手当 △392 3 通勤手当 85 3 住居手当 △325 3 管理職手当 527 3 期末手当 △737 3 勤勉手当 △878 4 共済組合負担金 △546 4 社会保険料 △186
								3 職員手当等	△1,720	
								4 共済費	△732	
計	104,609	△6,469	98,140				△6,469			

(款) 8 土木費				(項) 4 都市計画費						
1 都市計画総務費	913,898	△3,498	910,400				△3,498	2 給料	△2,546	01 職員等人件費 △3,498 2 一般職給料 △2,546 3 扶養手当 △429 3 通勤手当 12 3 住居手当 324 3 期末手当 △352 3 勤勉手当 △727
								3 職員手当等	△1,172	
								4 共済費	220	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
(1都市計画 総 務 費)										4 共済組合負担金	220
計	944,261	△3,498	940,763				△3,498				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	714, 348	△27, 546	686, 802				△27, 546	2 給 料	△14, 865	01 職員等人件費	△27, 546	
								3 職 員 手当等	△8, 013		2 消防職給料	△14, 865
								4 共 済 費	△4, 668		3 扶養手当	43
										3 通勤手当	△3	
										3 住居手当	△115	
										3 管理職手当	△124	
										3 期末手当	△4, 324	
										3 勤勉手当	△4, 091	
										3 地域手当	601	
										4 共済組合負担金	△5, 653	
										4 社会保険料	985	
計	1, 238, 686	△27, 546	1, 211, 140				△27, 546					

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	103, 653	1, 678	105, 331				1, 678	2 給 料	836	01 職員等人件費	1, 678	
								3 職 員 手当等	136		2 一般職給料	836
								4 共済費	706		3 通勤手当	181
											3 住居手当	△234
										3 期末手当	360	
										3 勤勉手当	△171	
										4 共済組合負担金	706	
計	224, 148	1, 678	225, 826				1, 678					

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育 総 務 費	70, 653	△1, 461	69, 192				△1, 461	2 給 料	△1, 965	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	△1, 461 △1, 965 60 74 378 180 △212 412 △388
								3 職 員 手当等	480		
								4 共 済 費	24		
2 公民館費	79, 687	1, 819	81, 506				1, 819	2 給 料	206	01 職員等人件費 2 一般職給料	1, 819 206

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(2 公民館費)								3 職 員 手当等	999	3 扶養手当 318 3 通勤手当 106 3 期末手当 513 3 勤勉手当 62 4 共済組合負担金 404 4 社会保険料 210
4 図書館費	48,775	△4,441	44,334				△4,441	2 給 料	△2,431	01 職員等人件費 △4,441 2 一般職給料 △2,426 2 嘱託職員給料 △5 3 扶養手当 △276 3 期末手当 △520 3 勤勉手当 △601 4 共済組合負担金 △914 4 社会保険料 301
								3 職 員 手当等	△1,397	
								4 共済費	△613	
5 歴 史 博物館費	66,359	△357	66,002				△357	2 給 料	△554	01 職員等人件費 △357 2 一般職給料 △554 3 扶養手当 198 3 通勤手当 432 3 住居手当 △204 3 期末手当 △19 3 勤勉手当 △357 4 共済組合負担金 △505 4 社会保険料 652
								3 職 員 手当等	50	
								4 共済費	147	
計	297,134	△4,440	292,694				△4,440			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1 保健体育 総 務 費	64,626	1,433	66,059				1,433	2 給 料 3 職 員 手当等 4 共済費	346 547 540	01 職員等人件費 1,433 2 一般職給料 346 3 扶養手当 60 3 期末手当 522 3 勤勉手当 △35 4 共済組合負担金 471 4 社会保険料 69
計	151,400	1,433	152,833				1,433			

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	6,221	39,804
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	19,337	88,851
	その他の特別職	1,977	114,130				114,130	635	114,765
	計	1,996	166,750	23,004	24,280	3,193	217,227	26,193	243,420
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	6,221	39,804
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	19,337	88,851
	その他の特別職	1,977	114,130				114,130	635	114,765
	計	1,996	166,750	23,004	24,280	3,193	217,227	26,193	243,420
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	372		1,417,606	1,012,251	2,429,857	461,196	2,891,053
補正前	374		1,459,966	1,041,392	2,501,358	468,765	2,970,123
比 較	△ 2		△ 42,360	△ 29,141	△ 71,501	△ 7,569	△ 79,070

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	44,665	337,745	231,668	19,168	25,215	66,645	3,629	46,967	2,150	35,057	7,209	187,728	3,059	1,346
	補正前	46,338	343,219	243,579	18,498	29,005	67,445	3,629	48,716	2,150	35,057	7,209	192,296	3,059	1,192
	比 較	△ 1,673	△ 5,474	△ 11,911	670	△ 3,790	△ 800		△ 1,749				△ 4,568		154

議案第 80 号

令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 581, 040 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
6 繰 入 金		418,264	4,500	422,764	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	418,264	4,500	422,764	
歳 入 合 計		4,576,540	4,500	4,581,040	

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総	務 費		43, 722	4, 500	48, 222
		1 総 務 管 理 費	42, 667	4, 500	47, 167
歳 出 合 計			4, 576, 540	4, 500	4, 581, 040

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	963,074	0	963,074
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	3,176,633	0	3,176,633
5 財産収入	4	0	4
6 繰入金	418,264	4,500	422,764
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	17,563	0	17,563
歳入合計	4,576,540	4,500	4,581,040

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	43,722	4,500	48,222				4,500
2 保 険 給 付 費	3,135,049	0	3,135,049				
3 国民健康保険事業費納付金	1,326,462	0	1,326,462				
4 共 同 事 業 拠 出 金	2	0	2				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	50,195	0	50,195				
7 基 金 積 立 金	4	0	4				
8 諸 支 出 金	6,105	0	6,105				
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,576,540	4,500	4,581,040				4,500

2歳入

(款) 6繰入金

(項) 1一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1一般会計繰入金	418,264	4,500	422,764	1一般会計繰入金	4,500	職員給与費等
計	418,264	4,500	422,764			

3 歳 出											
(款) 1 総務費											
(項) 1 総務管理費											
(単位 千円)											
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	41,137	4,500	45,637				4,500	2 給 料	2,650	01 職員等人件費 2 一般職員給料 3 通勤手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 退職手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	4,500 2,650 85 636 170 25 419 515
								3 職 員 手当等	916		
								4 共済費	934		
計	42,667	4,500	47,167				4,500				

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	10	227				227		227
	計	10	227				227		227
補 正 前	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	10	227				227		227
	計	10	227				227		227
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	4		16,348	10,810	27,158	4,935	32,093
補正前	4		13,698	9,894	23,592	4,516	28,108
比 較			2,650	916	3,566	419	3,985

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後		3,726	2,369	636	304	1,900						1,875		
	補正前		3,090	2,199	636	219	1,900						1,850		
	比 較		636	170		85							25		

議案第 8 1 号

令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 9 4 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 4 9 4, 4 8 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		764, 192	28	764, 220
	1 介 護 保 険 料	764, 192	28	764, 220
3 国 庫 支 出 金		744, 944	30	744, 974
	1 国 庫 負 担 金	572, 001	24	572, 025
	2 国 庫 補 助 金	172, 943	6	172, 949
4 支 払 基 金 交 付 金		892, 076	32	892, 108
	1 支 払 基 金 交 付 金	892, 076	32	892, 108
5 県 支 出 金		499, 316	15	499, 331
	1 県 負 担 金	487, 062	15	487, 077
7 繰 入 金		561, 269	4, 362	565, 631
	1 一 般 会 計 繰 入 金	540, 957	4, 362	545, 319
8 繰 越 金		3, 173	2, 474	5, 647
	1 繰 越 金	3, 173	2, 474	5, 647
歳 入 合 計		3, 487, 547	6, 941	3, 494, 488

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		96,941	2,829	99,770
	1 総 務 管 理 費	72,230	2,499	74,729
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	22,828	330	23,158
2 保 険 給 付 費		3,272,158	120	3,272,278
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	78,254	120	78,374
4 地 域 支 援 事 業 費		88,716	1,518	90,234
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	40,918	1,518	42,436
7 諸 支 出 金		2,801	2,474	5,275
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,799	2,474	5,273
歳 出 合 計		3,487,547	6,941	3,494,488

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	764,192	28	764,220
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	744,944	30	744,974
4 支払基金交付金	892,076	32	892,108
5 県支出金	499,316	15	499,331
6 財産収入	34	0	34
7 繰入金	561,269	4,362	565,631
8 繰越金	3,173	2,474	5,647
9 諸収入	6,883	0	6,883
10 介護サービス収入	15,560	0	15,560
歳入合計	3,487,547	6,941	3,494,488

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	96,941	2,829	99,770				2,829
2 保 険 給 付 費	3,272,158	120	3,272,278	45		47	28
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	88,716	1,518	90,234				1,518
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	16,895	0	16,895				
6 基 金 積 立 金	35	0	35				
7 諸 支 出 金	2,801	2,474	5,275				2,474
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,487,547	6,941	3,494,488	45		47	6,849

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号被保険者保険料	764, 192	28	764, 220	1 現年度分特別徴収保険料	28	現年度分
計	764, 192	28	764, 220			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	572, 001	24	572, 025	1 現 年 度 分	24	介護給付費国庫負担金
計	572, 001	24	572, 025			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調 整 交 付 金	150, 330	6	150, 336	1 現 年 度 分	6	介護給付費調整交付金
計	172, 943	6	172, 949			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	879, 837	32	879, 869	1 現 年 度 分	32	支払基金交付金
計	892, 076	32	892, 108			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	487, 062	15	487, 077	1 現 年 度 分	15	介護給付費県負担金
計	487, 062	15	487, 077			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	407, 332	15	407, 347	1 現 年 度 分	15	介護給付費繰入金
5 その他一般会計繰入金	99, 705	4, 347	104, 052	1 職員給与費等繰入金	4, 017	職員給与費等繰入金
				2 事務費繰入金	330	事務費繰入金
計	540, 957	4, 362	545, 319			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	3, 173	2, 474	5, 647	1 繰 越 金	2, 474	前年度繰越金
計	3, 173	2, 474	5, 647			

3 歳 出

(款) 1 総務費				(項) 1 総務管理費						(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源	国県支出金	地 方 債		そ の 他	区 分		金 額
1 一般管理費	72, 230	2, 499	74, 729				2, 499	2 給 料	1, 189	01 職員等人件費 2, 499	
								3 職 員 手当等	871		2 一般職給料 1, 189
								4 共済費	439		
									3 期末手当 459		
										3 勤勉手当 206	
										3 退職手当 156	
										4 共済組合負担金 439	
計	72, 230	2, 499	74, 729				2, 499				

(款) 1 総務費				(項) 3 介護認定審査会費						
2 介護認定調査等費	17, 207	330	17, 537				330	13 委託料	330	01 認定調査事業 330
										13 介護認定調査業務委託 330
計	22, 828	330	23, 158				330			

(款) 2 保険給付費				(項) 4 高額介護サービス等諸費						
2 高額介護予防サービス費	270	120	390	45		47	28	19 負担金、補助及び交付金	120	01 高額介護予防サービス事業 120
										19 高額介護予防サービス費 120
計	78, 254	120	78, 374	45		47	28			

(款) 4 地域支援事業費				(項) 3 包括的支援事業・任意事業費							
2 地域包括支援センター費	13, 954	1, 518	15, 472				1, 518	2 給 料	96	01 職員等人件費 1, 518	
								3 職 員 手当等	664		2 一般職給料 96
								4 共済費	758		3 通勤手当 22
				3 住居手当 195							
								3 期末手当 418			
								3 勤勉手当 17			
								3 退職手当 12			
								4 共済組合負担金 758			
計	40, 918	1, 518	42, 436				1, 518				

(款) 7 諸支出金				(項) 1 償還金及び還付加算金						
2 償 還 金	1, 799	2, 474	4, 273				2, 474	23 償還金、利子及び割引料	2, 474	01 国庫支出金等返還事業 2, 474
										23 国庫支出金等返還金 2, 474
計	2, 799	2, 474	5, 273				2, 474			

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	26	5,311				5,311		5,311
	計	26	5,311				5,311		5,311
補 正 前	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	26	5,311				5,311		5,311
	計	26	5,311				5,311		5,311
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	11		39,178	24,984	64,162	12,652	76,814
補正前	10		37,893	23,449	61,342	11,455	72,797
比 較	1		1,285	1,535	2,820	1,197	4,017

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	78	9,562	6,403	455	645	2,108		449				5,284		
	補正前	78	8,685	6,180	260	573	2,108		449				5,116		
	比 較		877	223	195	72							168		

議案第 8 2 号

令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第 2 条 予算書第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 収益的支出	9 9 7， 7 1 2 千円	9 1 0 千円	9 9 8， 6 2 2 千円
第 1 項 営 業 費 用	9 0 9， 5 3 0 千円	9 1 0 千円	9 1 0， 4 4 0 千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算書第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 60, 173千円

令和元年11月26日提出

かすみがうら市長 坪井 透

令和元年度 かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

（1）収益的収入及び支出

（支 出）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 収益的支出			997,712	910	998,622	
	1 営業費用		909,530	910	910,440	
		4 総係費	111,540	910	112,450	

給 与 費 明 細 書

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		7	83	26,761	0	18,309	45,153	8,377	53,530
	資本勘定支弁職員		1	0	3,550		2,021	5,571	1,072	6,643
	合 計		8	83	30,311	0	20,330	50,724	9,449	60,173
補 正 前	損益勘定支弁職員		7	83	25,851		18,309	44,243	8,377	52,620
	資本勘定支弁職員		1	0	3,550		2,021	5,571	1,072	6,643
	合 計		8	83	29,401	0	20,330	49,814	9,449	59,263
比 較	損益勘定支弁職員		0	0	910	0	0	910	0	910
	資本勘定支弁職員		0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計		0	0	910	0	0	910	0	910

議案第 83 号

防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）変更
請負契約の締結について

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月26日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | |
|------------|--|
| 1 工 事 名 | 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備
工事（Ⅲ期） |
| 2 工 事 場 所 | かすみがうら市 霞ヶ浦地区 |
| 3 変更前の契約金額 | 236,304,000円 |
| 4 今回変更契約額 | 11,966,000円 増額 |
| 5 変更後の契約金額 | 248,270,000円 |
| 6 契約の相手方 | 茨城県土浦市桜町4-3-20
NECネットエスアイ株式会社 茨城営業所
所長 亀田 憲二 |

議案第 8 4 号

かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定
管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6
7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 指定管理者となる団体

土浦市田中 3 丁目 2 番 1 号

茨城県県南造園土木協業組合

理事長 外 塚 真 由 美

2 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 85 号

新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
新治地方広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，令和 2 年 3 月 31 日をもって新治地方広域事務組合から土浦市が脱退し，新治地方広域事務組合規約（昭和 52 年地指令第 56 号）の一部を変更することについて，同法第 290 条の規定により，議会の議決を求める。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

新治地方広域事務組合規約の一部を変更する規約

新治地方広域事務組合規約（昭和 52 年地指令第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「石岡市 土浦市」を「石岡市」に改める。

第 3 条の 2 第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項中「12 人」を「10 人」に，「石岡市 3 人 土浦市 3 人」を「石岡市 4 人」に改める。

第 10 条第 1 項中「3 人」を「2 人」に改め，同条第 2 項中「，土浦市長」を削る。

附則

この規約は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 86 号

市道路線の認定について

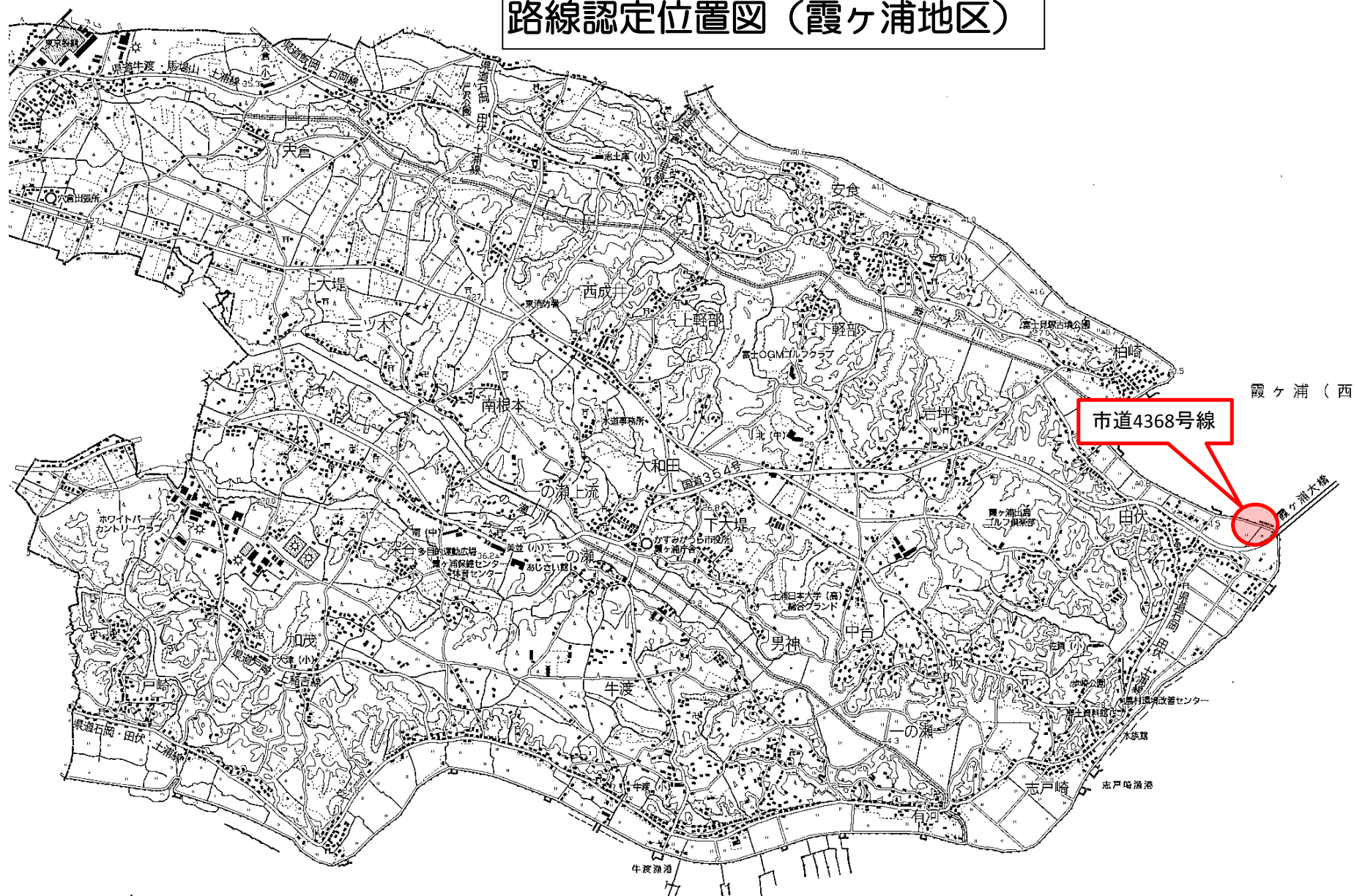
市道に認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	4368	田伏 6326 番 1	田伏 6327 番 2	2.00～4.00	21.00

路線認定位置図（霞ヶ浦地区）



詳細位置図



議案第 87 号

市道路線の変更について

市道路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 26 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		新旧	道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	区別	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	5221	旧	田伏 6352 番	田伏 6328 番 1	3.50～6.45	401.36
		新		田伏 6328 番 2	3.50～6.45	458.36

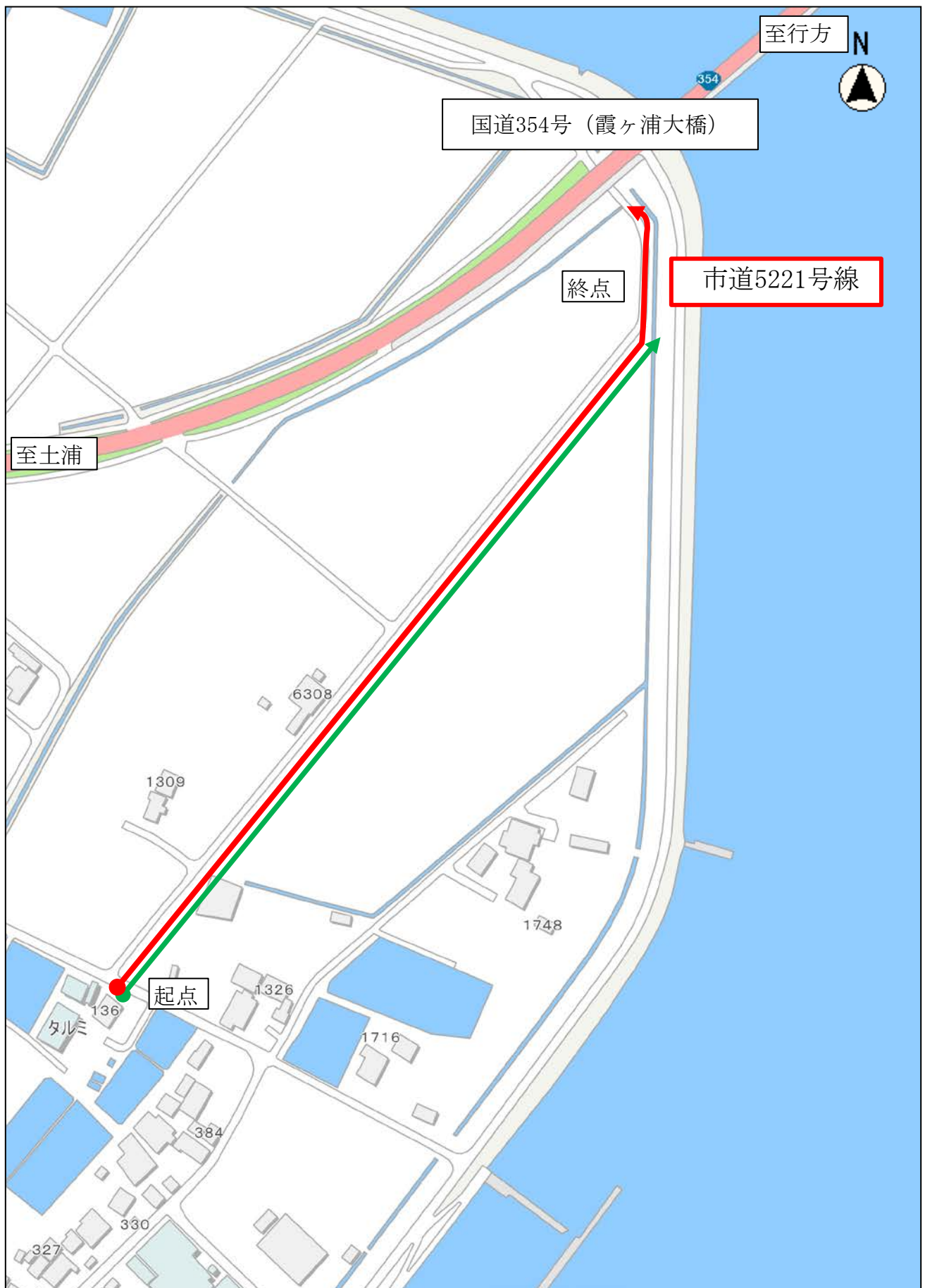
路線変更位置図（霞ヶ浦地区）



詳細位置図（変更図）

変更前路線

変更後路線



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の 状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された 職員及び <u>非常勤職員(法第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を 除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲 げる事項とする。 (1)～(11) (略)	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の 状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された 職員及び <u>非常勤職員(地方公務員法第22条</u> <u>の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28</u> <u>条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を 占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)) に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) (略)

かすみがうら市職員定数条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、市長、議 会、監査委員、農業委員会及び教育委員会 の事務部局等に <u>常時勤務する地方公務員</u> <u>で、一般職に属する者(6月以内の期間を定</u> <u>めて雇用される者を除く。))</u> をいう。	(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、市長、議 会、監査委員、農業委員会及び教育委員会 の事務部局等に <u>勤務する一般職の職員(地</u> <u>方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条</u> <u>第5項の規定により臨時的に任用する職員</u> <u>及び非常勤の職員を除く。))</u> をいう。

かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
(休職の効果) 第3条 (略) 2及び3 (略)	(休職の効果) 第3条 (略) 2及び3 (略) <u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任</u> <u>用職員に対する第1項の適用については、</u> <u>同項中「3年を超えない範囲内」とあるの</u>

	は「 <u>法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内</u> 」とする。
--	---

かすみがうら市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表(第4条関係)

改正前	改正後
(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上1年以下 <u>給料</u> の5分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上1年以下 <u>の期間について、給料(法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かすみがうら市条例第 号)第 条に規定する報酬の額)</u> の5分の1以下を減ずるものとする。

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表(第5条関係)

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律 <u>第261号</u>)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律 <u>第261号。以下「法」という。</u>)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。
(1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 <u>地方公務員法</u> 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3及び4 (略)	(1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 <u>法</u> 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3及び4 (略)
(<u>非常勤職員</u> の勤務時間、休暇等) 第18条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)</u> の勤務時間、休暇等については、第2条から前	(<u>会計年度任用職員</u> の勤務時間、休暇等) 第18条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわら

条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	ず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。
--	---------------------------------------

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(第6条関係)

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(農業委員会の委員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(農業委員会の委員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法、必要な事項を定めるものとする。
(費用弁償) 第5条 (略) 2～9 (略) 10 ティームティーチング非常勤講師の職にある者が勤務のためその者の住居と勤務を命じられた学校との間を往復(以下「通勤」という。)する場合には、前各項の規定にかかわらず、次により算出した額を費用弁償として支給する。ただし、算出した額が県費負担教職員の例により算出した額を超える場合は、県費負担教職員の例により算出した額とする。 (1) 自動車等を利用することを常例とする者にあつては、県費負担教職員の例により算出した額の21分の1の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、1箇月に通勤した回数乗じて得た額とする。 (2) 交通機関を利用してその運賃等を負担することを常例とする者にあつては、1日の運賃等の実費に、1箇月に通勤した回数	(費用弁償) 第5条 (略) 2～9 (略)

(3) 自動車等及び交通機関等を併用して利用することを常例とする者にあつては(1)及び(2)により算出した額を合算して得た額とする。

(勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。)のため自動車その他の交通用具を使用したとき、又は交通機関を利用してその運賃を負担したときは、片道の通勤距離(その者の住居から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。)が2キロメートル以上の場合に、別表第4に定める通勤距離の区分に応じた日額に当該月に勤務した日数を乗じて得た額(その額が月限度額を超えるときは月限度額)を費用弁償として支給する。ただし、月の途中で住所変更等の事由により、通勤距離に変更が生じた場合は、当該事由の発生した日から額を変更して支給する。この場合において、別表第4に定める月限度額については、適用しない。

13 前3項に規定する費用弁償は、通勤の事実があった日の属する月の翌月の報酬支給日に支給する。

<u>職名</u>		報酬			旅費			
執		年	月	日	車	日	宿	食

機 関	職名	報酬			旅費		
		年	月	日	車	日	宿 食

行 機 関			額	額	額	賃 (1 キ ロ メ ー ト ル に つ き)	当 (1 日 に つ き)	泊 料 (1 夜 に つ き)	卓 料 (1 夜 に つ き)	名		額	額	額	賃 (1 キ ロ メ ー ト ル に つ き)	当 (1 日 に つ き)	泊 料 (1 夜 に つ き)	卓 料 (1 夜 に つ き)			
	(略)										執 行 機 関	(略)									
附 属 機 関	(略)									附 属 機 関		(略)									
	(略)											補 助 機 関	(略)								
補 助 機 関	指定病院 等におけ る不在者 投票外部 立会人		(略)							補 助 機 関			指定病院 等におけ る不在者 投票外部 立会人		(略)						
	<u>農地流動 化推進委 員</u>				<u>8,</u> <u>70</u> <u>0</u>	<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>				産業医		5 0, 00 0		37	2, 10 0 50 0	1 2, 50 0	2, 10 0	
	<u>行 政 区 長</u>	<u>10戸 以下</u>	<u>1</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0</u>											統計 調査 員	一般 統計 調査				37	2, 10 0 50 0	1 2, 50 0
		<u>11～ 30戸</u>	<u>2</u> <u>5,</u> <u>00</u> <u>0</u>								基幹								37	2, 10 0 50 0	1 2, 50 0

		<u>31~</u> <u>50戸</u>	<u>5</u> <u>0</u> <u>00</u> <u>0</u>					
		<u>51~</u> <u>100</u> <u>戸</u>	<u>7</u> <u>5</u> <u>00</u> <u>0</u>					
		<u>101</u> <u>~20</u> <u>0戸</u>	<u>10</u> <u>0</u> <u>00</u> <u>0</u>					
		<u>201</u> <u>~30</u> <u>0戸</u>	<u>12</u> <u>5</u> <u>00</u> <u>0</u>					
		<u>301</u> <u>~40</u> <u>0戸</u>	<u>15</u> <u>0</u> <u>00</u> <u>0</u>					
		<u>401</u> <u>戸以上</u>	<u>17</u> <u>5</u> <u>00</u> <u>0</u>					
		産業医			5 0, 00 0	37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 0
統計 調査 員	一般 統計 調査			37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 0	2, 10 0	
	基幹 統計 調査			37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 0	2, 10 0	

	統計 調査					10 0 50 0	2, 10 50 0	10 0
福祉事務 所嘱託医			5 5, 00 0	37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 50 0	2, 10 0	
	児童扶養 手当障害 認定医			1 5, 00 0	37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 50 0	2, 10 0
	嘱託医師			2 5, 00 0	37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 50 0	2, 10 0
	嘱託歯科 医師			2 1, 00 0	37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 50 0	2, 10 0
保育 所嘱 託医	内科		5 5, 00 0	25 0	37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 50 0	2, 10 0
	歯科		5 0, 00 0	25 0	37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 50 0	2, 10 0
	歯科 医師 助手			7, 00 0	37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 50 0	2, 10 0
	歯科 衛生 士			7, 00 0	37	2, 10 0 50 0	1 2, 10 50 0	2, 10 0

							0
	徴収嘱託員		<u>5</u> <u>0</u> <u>50</u> <u>0</u>				
	福祉事務所嘱託医		5 5, 00 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0
	身体障害者相談員	<u>2</u> <u>0</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>
	知的障害者相談員	<u>2</u> <u>0</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>
	生活保護相談員	<u>11</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>
	生活保護就労支援員	<u>11</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>
	主任介護支援専門員	<u>17</u> <u>0</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>
	介護支援専門員	<u>15</u> <u>0</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>
	保健師の免許を有する者						
校医	内科	5 5, 00 0		25 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0
	眼科・歯科	5 0, 00 0		25 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0
	薬剤師			2 5, 00 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0
	就学時健康診断医			2 0, 00 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0

員	社会 福祉 士の 資格 を有 する 者	<u>13</u> <u>5,</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>
	上記 以外	<u>13</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>
	児童扶養 手当障害 認定医		1 5, 00 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0
	主任家庭 児童相談 員	<u>17</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>
	家庭児童 相談員	<u>15</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>
	母子・父 子自立支 援員	<u>12</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>
	ハートフ ル相談員	<u>15</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>
	嘱託医師		2 5, 00 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0

嘱託歯科 医師				2 1, 00 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0
保 育 所 嘱 託 医	内科	5 5, 00 0		25 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0
	歯科	5 0, 00 0		25 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0
	歯科 医師 助手			7, 00 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0
	歯科 衛生 士			7, 00 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0
廃棄物不 法投棄監 視員		<u>2</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0</u>			<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>
水質監視 員		<u>2</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0</u>			<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>
環境保全 監視員			<u>18</u> <u>0,</u> <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>
消 費 生	週4 日の 勤務		<u>12</u> <u>0,</u> <u>00</u>		<u>37</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2,</u> <u>50</u>	<u>2,</u> <u>10</u> <u>0</u>

活			<u>0</u>			<u>0</u>	
相 談 員	週4		<u>7</u>	<u>37</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
	日未		<u>50</u>		<u>10</u>	<u>2</u>	<u>10</u>
	満の		<u>0</u>		<u>0</u>	<u>50</u>	<u>0</u>
	勤務					<u>0</u>	
土木技術 指導員			<u>8</u> <u>75</u> <u>0</u>	<u>37</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>
教育相談 員			<u>8</u> <u>5</u> <u>00</u> <u>0</u>	<u>37</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>
学校生活 相談員			<u>8</u> <u>75</u> <u>0</u>	<u>37</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> <u>10</u> <u>0</u>
教育活動 指導員			<u>25</u> <u>0</u> <u>00</u> <u>0</u>				
校 医	内科	5 5, 00 0	25 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0
	眼 科・ 歯科	5 0, 00 0	25 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0
	薬剤 師		2 5, 00 0	37	2, 10 0	1 2, 50 0	2, 10 0
就学時健			2	37	2,	1	2,

康診断医			0, 00 0		10 0	2, 50 0	10 0
<u>教育支援 調査員</u>			<u>7</u> , <u>50</u> <u>0</u>	<u>37</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> , <u>2</u> , <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>
<u>社会教育 指導員</u>			<u>10</u> <u>0</u> , <u>00</u> <u>0</u>	<u>37</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> , <u>2</u> , <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>
<u>青少年相 談員</u>		<u>3</u> <u>0</u> , <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> , <u>2</u> , <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>
<u>スポーツ 推進委員</u>			<u>7</u> , <u>50</u> <u>0</u>	<u>37</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> , <u>2</u> , <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>
<u>民俗資料 調査員</u>		<u>1</u> <u>6</u> , <u>00</u> <u>0</u>					
<u>公 民 館 の 職 員</u>	<u>館長</u>		<u>13</u> <u>5</u> , <u>00</u> <u>0</u>	<u>37</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> , <u>2</u> , <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>
	<u>コミ ユニ ティ 推進 委員</u>	<u>3</u> <u>0</u> , <u>00</u> <u>0</u>		<u>37</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> , <u>2</u> , <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>
	<u>コミ ユニ ティ</u>		<u>1</u> <u>5</u> , <u>00</u>	<u>37</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>	<u>1</u> , <u>2</u> , <u>50</u> <u>0</u>	<u>2</u> , <u>10</u> <u>0</u>

	<u>推進 委員 主事</u>		<u>0</u>				<u>0</u>
	<u>分館 長</u>	<u>8,000</u>		<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>1,250</u>	<u>2,100</u>
	<u>ティーム ティーチ ング非常 勤講師</u>		<u>1,750</u>				
	<u>小中学校 非常勤講 師</u>		<u>2,870</u>	<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>1,250</u>	<u>2,100</u>
備考							
1～4 （略）							
<u>5 行政区長については、この表の職名の欄中「戸」とあるのは、「支給する年の1月1日の区加入世帯」とする。</u>							
<u>6 （略）</u>							
<u>7 徴収嘱託員については、この表に定める報酬額のほか、現年度分の徴収額の100分の5相当額及び過年度分徴収額の100分の5相当額を報酬として支給する。</u>							
<u>8 （略）</u>							
<u>9 学校生活相談員及び土木技術指導員については、時間単位の勤務を行う場合の勤務1時間当たりの額は1,250円とする。</u>							
<u>10及び11 （略）</u>							
<u>12 ティームティーチング非常勤講師及び小中学校非常勤講師については、この表の報酬の欄中「日額」とあるの</u>							
備考							
1～4 （略）							
<u>5 （略）</u>							
<u>6 （略）</u>							
<u>7及び8 （略）</u>							

は、「勤務1時間当たりの額」とする。

別表第4(第5条関係)

職名	区分(片道距離)	日額	月限度額
生活保護相談員、生活保護就労支援員、主任介護支援専門員、介護支援専門員、主任家庭児童相談員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、ハートフル相談員、環境保全監視員、消費生活相談員、土木技術指導員、学校生活相談員、社会教育指導員及び小中学校非常勤講師	2キロメートル以上5キロメートル未満	円 100	円 2,000
	5キロメートル以上10キロメートル未満	200	4,200
	10キロメートル以上15キロメートル未満	340	7,100
	15キロメートル以上20キロメートル未満	480	10,000
	20キロメートル以上25キロメートル未満	610	12,900
	25キロメートル以上30キロメートル未満	750	15,800
	30キロメートル以上35キロメートル未満	890	18,700
	35キロメートル以上40キロメートル	1,030	21,600

<u>ル未満</u>		
<u>40キロメー</u> <u>トル以上45</u> <u>キロメート</u> <u>ル未満</u>	<u>1, 160</u>	<u>24, 400</u>
<u>45キロメー</u> <u>トル以上50</u> <u>キロメート</u> <u>ル未満</u>	<u>1, 250</u>	<u>26, 200</u>
<u>50キロメー</u> <u>トル以上55</u> <u>キロメート</u> <u>ル未満</u>	<u>1, 330</u>	<u>28, 000</u>
<u>55キロメー</u> <u>トル以上60</u> <u>キロメート</u> <u>ル未満</u>	<u>1, 420</u>	<u>29, 800</u>
<u>60キロメー</u> <u>トル以上</u>	<u>1, 500</u>	<u>31, 600</u>

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第7条関係)

改正前	改正後
(職員) 第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員で、同法第5条第2項に規定する者以外のもの及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。)をいう。	(職員) 第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員で、同法第5条第2項に規定する者以外のもの及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。)をいう。
(給料表) 第5条 この条例に定める給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲	(給料表) 第5条 この条例に定める給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲

は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。 (1)及び(2) (略)	は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。 (1)及び(2) (略)
2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第23条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。	
(管理職手当等の支払方法) 第22条 (略)	(管理職手当等の支払方法) 第22条 (略)
(非常勤職員等の給与) 第23条 常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時に雇用される職員については、この条例の規定にかかわらず、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。 2 前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。	
第24条～第26条 (略)	第23条～第25条 (略)

かすみがうら市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表(第8条関係)

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定により準用される地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員(以下「 職員 」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定により準用される地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員(以下「 労務職員 」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。
(給与の種類) 第2条 職員の給与の種類 は、かすみがうら	(給与の種類) 第2条 労務職員(この項において、法第22

市職員の給与に関する条例(平成17年かすみ がうら市条例第46号)の適用を受ける職員 (以下「一般職員」という。)の給与の例によ る。	<u>条の2第1項に規定する会計年度任用職員を 除く。)</u> の給与の種類は、かすみがうら市職 員の給与に関する条例(平成17年かすみがう ら市条例第46号)の適用を受ける職員(以下 「一般職員」という。)の給与の例による。 2 労務職員のうち、法第22条の2第1項に規 定する会計年度任用職員の給与の種類は、か すみがうら市会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例(令和元年度かすみか うら市条例第●号)の適用を受ける職員の例 による。
(給与の基準) 第3条 職員の給与の基準は、 <u>一般職員</u> の給 与を基準とし、職務の特殊性及び実態を考慮 して任命権者が定めるものとする。	(給与の基準) 第3条 職員の給与の基準は、 <u>前条第1項に規 定する職員にあっては一般職員の、同条第2 項に規定する職員にあっては会計年度任用 職員</u> の給与を基準とし、職務の特殊性及び実 態を考慮して任命権者が定めるものとする。

かすみがうら市職員の旅費に関する条例 新旧対照表(第9条関係)

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25 年法律第261号)第24条第5項の規定に基づ き、公務のために旅行する <u>職員</u> に対して支給 する旅費に関し、必要な事項を定めるものと する。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25 年法律第261号)第24条第5項の規定に基づ き、公務のために旅行する <u>一般職の職員(地 方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1 項に規定する職員に限る。)</u> に対して支給す る旅費に関し、必要な事項を定めるものとす る。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(失職事由特例) 第5条 任命権者は、法 <u>第16条第2号</u> に該当す るに至った職員のうち、刑の執行を猶予さ	(失職事由特例) 第5条 任命権者は、法 <u>第16条第1号</u> に該当す るに至った職員のうち、刑の執行を猶予さ

れたものについては、情状により特に失職しないものとするができる。	れたものについては、情状により特に失職しないものとするができる。
2 (略)	2 (略)

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2及び3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。 5及び6 (略) 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給	(期末手当) 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2及び3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。 5及び6 (略) 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給

日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの	日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされその判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受	第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされその判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受

けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 6～8 (略)	けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 6～8 (略)
(勤勉手当) 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡し	(勤勉手当) 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)にお

た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)	いて受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)
(休職者の給与) 第24条 (略) 2～6 (略) 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、<u>当該各項に</u>規定する期間で、第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、<u>同条同項</u>の規定により規則で定める日に、<u>当該各項の</u>例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 8 (略)	(休職者の給与) 第24条 (略) 2～6 (略) 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、<u>これらの規定に</u>規定する期間で、第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、<u>同項</u>の規定により規則で定める日に、<u>それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の</u>例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 8 (略)

かすみがうら市職員の旅費に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
(旅費の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法<u>第16条第2号から第5号まで若しくは</u>第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった<u>場合には</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4～7 (略)	(旅費の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法<u>第16条各号又は</u>第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった<u>ときは</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4～7 (略)

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第4条関係)

改正前	改正後
(職員) 第23条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 法第18条の5各号及び法 第34条の20第1項第4号 のいずれにも該当しない者 3 (略)	(職員) 第23条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 法第18条の5各号及び法 第34条の20第1項第3号 のいずれにも該当しない者 3 (略)

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。 ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。	(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。 ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。
	附 則 この条例は、公布の日から施行する。

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する 支給認定 をいう。 (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する 教育・保育給付認定 をいう。 (10) 教育・保育給付認定保護者 法第20

定する <u>支給認定保護者</u> をいう。	条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定保護者</u> をいう。
(11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する <u>支給認定子ども</u> をいう。	(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定子ども</u> をいう。
	(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)</u> 第4条第1項に規定する <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> をいう。
	(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> をいう。
	(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> 令第4条第2項に規定する <u>満3歳未満保育認定子ども</u> をいう。
	(15) <u>市町村民税所得割合算額</u> 令第4条第2項第2号に規定する <u>市町村民税所得割合算額</u> をいう。
	(16) <u>負担額算定基準子ども</u> 令第13条第2項に規定する <u>負担額算定基準子ども</u> をいう。
(12) (略)	(17) (略)
(13) <u>支給認定の有効期間</u> 法第21条に規定する <u>支給認定の有効期間</u> をいう。	(18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> をいう。
(14) 教育・保育 法 <u>第14条第1項</u> に規定する教育・保育をいう。	(19) 教育・保育 法 <u>第7条第10項第5号</u> に規定する教育・保育をいう。
(15) 及び(16) (略)	(20) 及び(21) (略)
(17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。) 又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。))の規定により本市が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。) 又は特定地域型保育	(22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。) 又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。))の規定により本市が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。) 又は特定地域型保育

(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (18)～(23) (略)	(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (23)～(28) (略)
(一般原則) 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2～4 (略)	(一般原則) 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2～4 (略)
(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
(受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>支給認定の有無、支給認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>支給認定の有効期間</u>、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。	(受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証(<u>教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知</u>)によって、<u>教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。
(<u>支給認定</u>の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みが	(<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用

あった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>支給認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。
(心身の状況等の把握) 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	(心身の状況等の把握) 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
(小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	(小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
(利用者負担額等の受領) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(<u>特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。</u>)を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(<u>法第27条第3項第2号に掲げる額(特定</u>	(利用者負担額等の受領) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保</u>

<u>教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する本市が定める額とする。)</u>をいう。)の支払を受けるものとする。	<u>育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額</u>をいう。)の支払を受けるものとする。
2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額<u>(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超え</u>るときは、<u>当該現に特定教育・保育に要した費用の額</u>)をいい、<u>当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超え</u>るときは、<u>当該現に特別利用保育に要した費用の額</u>)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、<u>当該現に特別利用教育に要した費用の額</u>)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。	2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。	3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができ

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

る。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)
に要する費用

7 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(イ)に定める者に該当する

	<u>ものに対する副食の提供(7に該当するものを除く。)</u> <u>(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</u> <u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</u> <u>り 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u>
(4) (略)	(4) (略)
(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、 <u>支給認定保護者</u> に負担させることが適当と認められるもの	(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、 <u>教育・保育給付認定保護者</u> に負担させることが適当と認められるもの
5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った <u>支給認定保護者</u> に対し交付しなければならない。	5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った <u>教育・保育給付認定保護者</u> に対し交付しなければならない。
6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに <u>支給認定保護者</u> に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、 <u>支給認定保護者</u> に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに <u>教育・保育給付認定保護者</u> に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、 <u>教育・保育給付認定保護者</u> に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを

	要しない。
(施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費を<u>いい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。</u>以下<u>この項及び第19条において</u>同じ。)の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。	(施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費を<u>いう。</u>以下同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。
(特定教育・保育に関する評価等) 第16条 (略) 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその<u>改善</u>を図るよう努めなければならない。	(特定教育・保育に関する評価等) 第16条 (略) 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその<u>提供する特定教育・保育の質の改善</u>を図るよう努めなければならない。
(相談及び援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの</u>心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はその保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	(相談及び援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの</u>心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

	ならない。
(緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	(緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
(<u>支給認定保護者</u>に関する通知) 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。	(<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する通知) 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。
(運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の</u>費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)～(11) (略)	(運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける</u>費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)～(11) (略)
(勤務体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影	(勤務体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提

響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略)	供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略)
(<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定による懲戒に関し、その<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定による懲戒に関し、その<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特	(秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特

定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子どもの保護者</u>の同意を得ておかなければならない。	定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかなければならない。
(情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 (略)	(情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 (略)
(苦情解決) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族</u>(以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 (略) 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は	(苦情解決) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族</u>(以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 (略) 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は

当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 (略)	当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 (略)
(事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及び当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 (略) 4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	(事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及び当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 (略) 4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(記録の整備) 第34条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第12条<u>に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項</u>の記録 (3) 第19条<u>に規定する</u>本市への通知に係る記録 (4) 及び(5) (略)	(記録の整備) 第34条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第12条<u>の規定による特定教育・保育</u>の記録 (3) 第19条<u>の規定による</u>本市への通知に係る記録 (4) 及び(5) (略)
(特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。	(特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。

以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を<u>含むものとして、本章</u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>とする。	以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)</u>を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が</u>
---	--

	<u>定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</u>
(特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を<u>含むものとして、本章</u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当	(特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節</u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども

する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」と、<u>第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。</u>	も」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同項第1号</u>」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。</u>
第37条 特定地域型保育事業<u>のうち、家庭的保育事業にあってはその</u>利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)<u>の数を1人</u>以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(<u>同条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。))にあっては<u>その利用定員の数を</u>6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(<u>同条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。))にあっては<u>その利用定員の数を</u>6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては<u>その利用定員の数を</u>1人とする。 2 (略)	第37条 特定地域型保育事業(<u>事業所内保育事業を除く。)</u>の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)<u>の数は、家庭的保育事業にあっては1人</u>以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号において同じ。</u>)及び小規模保育事業B型(<u>同省令第27条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号において同じ。</u>))にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(<u>同省令第27条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。))にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 (略)
(内容及び手続の説明及び同意) 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ	(内容及び手続の説明及び同意) 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ

め、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	め、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに

適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
(心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	(心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

	<u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u> <u>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u> <u>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u>
<u>2 (略)</u>	<u>6 (略)</u>
<u>3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20</u>	<u>7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限</u>

<u>人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。	<u>る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。
(利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育<u>(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)</u>を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額<u>(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する本市が定める額とする。)</u>をいう。)の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当	(利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護</u>

該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額<u>(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)</u>をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用	<u>者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用
---	---

のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
(運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)～(11) (略)	(運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)～(11) (略)
(勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所	(勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所

の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略)	の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略)
(記録の整備) 第49条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録 (3) 次条において準用する第19条に規定する本市への通知に係る記録 (4) 及び(5) (略)	(記録の整備) 第49条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の記録 (3) 次条において準用する第19条の規定による本市への通知に係る記録 (4) 及び(5) (略)
(準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以	(準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給

<u>下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)</u>」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは第46条に規定する「事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。	<u>付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項</u>」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費<u>をいう。以下同じ。)</u>」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは第46条に規定する「事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。
(特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども及び</u>特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に	(特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども及び</u>特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に

より特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

より特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保

	<u>育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。</u>
(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</u>	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。</u>
附 則 (施行期日) 第1条 (略) (特定保育所に関する特例) 第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)</u>とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)」をいう。)」とある	附 則 (施行期日) 第1条 (略) (特定保育所に関する特例) 第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)</u>とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所を

のは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「<u>（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</u>	いう。次項において同じ。）」から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。
2 （略）	2 （略）
<u>（施設型給付費等に関する経過措置）</u>	
<u>第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合において</u> <u>は、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する本市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する本市が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する本市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超</u>	<u>第3条 削除</u>

えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する本市が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する本市が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する本市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する本市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する本市が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第

3号」とする。 (小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置) 第4条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置) 第4条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
	附 則 この条例は、公布の日から施行する。

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略) 4及び5 (略)	(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略) 4及び5 (略)
	附 則 この条例は、公布の日から施行する。

新治地方広域事務組合規約 新旧対照表

変更前	変更後
(組合を組織する地方公共団体)	(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は次の市（以下「関係市」という。）をもつて組織する。 <u>かすみがうら市 石岡市 土浦市</u> （事務処理区域） 第 3 条の 2 （略） <u>2 土浦市における事務処理区域は、旧新治村の区域（平成 18 年 2 月 19 日現在の新治村の区域をいう。）に限るものとする。</u> （議会の組織） 第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、<u>12 人</u>とし関係市の定数は次のとおりとする。 <u>かすみがうら市 6 人 石岡市 3 人</u> <u>土浦市 3 人</u> 2 （略） （副管理者） 第 10 条 組合に副管理者 <u>3 人</u> を置く。 2 副管理者は、<u>石岡市長、土浦市長</u> 及びかすみがうら市副市長をもつてあてる。 3 （略） 4 （略）	第 2 条 組合は次の市（以下「関係市」という。）をもつて組織する。 <u>かすみがうら市 石岡市</u> （事務処理区域） 第 3 条の 2 （略） <u>（削除）</u> （議会の組織） 第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、<u>10 人</u>とし関係市の定数は次のとおりとする。 <u>かすみがうら市 6 人 石岡市 4 人</u> 2 （略） （副管理者） 第 10 条 組合に副管理者 <u>2 人</u> を置く。 2 副管理者は、<u>石岡市長</u> 及びかすみがうら市副市長をもつてあてる。 3 （略） 4 （略） <u>附則</u> <u>この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u>
---	---

令和元年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

令和元年12月11日提出

かすみがうら市

目 次

1.	議案第 88 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1～2
2.	議案第 89 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3～4
3.	議案第 90 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5～23
4.	議案第 91 号	令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）	24～36
5.	議案第 92 号	かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザ及びかすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定について	37

（参考資料）

○	付議事件（条例）条文新旧対照表	38～44
・	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表	（38～39）
	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧 対照表(第 1 条関係)	（38）
	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧 対照表(第 2 条関係)	（38～39）
・	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表	（39～41）

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧
対照表(第 1 条関係) (39～40)

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧
対照表(第 2 条関係) (40～41)

・ かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表
..... (41～44)

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 1 条関係)
..... (41～42)

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)
..... (42～44)

議案第 8 8 号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条
例（平成 2 9 年かすみがうら市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	3 7 5, 0 0 0 円
2	4 2 2, 0 0 0 円
3	4 7 2, 0 0 0 円
4	5 3 3, 0 0 0 円
5	6 0 8, 0 0 0 円
6	7 1 0, 0 0 0 円
7	8 3 0, 0 0 0 円

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7. 5」を「、6 月に支給する場合には

１００分の１６７．５、１２月に支給する場合には１００分の１７２．５」に改める。

第２条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１６７．５、１２月に支給する場合には１００分の１７２．５」を「１００分の１７０」に改める。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。
- ２ 第１条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- ３ 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 89 号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 11 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条
例（平成 17 年かすみがうら市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 167.5」を「、6 月に支給する場合には 100
分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」に改め
る。

第 2 条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条
例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「、6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支
給する場合には 100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年

4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 90 号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和元年 12 月 11 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 17 年かすみがうら市
条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 92.5」を「、6 月に支給する場
合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5」
に改める。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円	円

職員以 外の職 員	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900
	2	147, 200	197, 300	233, 100	266, 000	291, 900	321, 400	365, 500
	3	148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000	323, 700	367, 900
	4	149, 500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500
	5	150, 600	202, 400	237, 600	271, 600	297, 900	328, 100	372, 400
	6	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300, 000	330, 100	374, 900
	7	152, 800	206, 000	240, 800	275, 200	302, 200	332, 300	377, 200
	8	153, 900	207, 800	242, 400	277, 200	304, 200	334, 500	379, 700
	9	154, 900	209, 400	243, 500	279, 200	306, 100	336, 400	382, 100
	10	156, 300	211, 200	245, 000	281, 200	308, 400	338, 600	384, 800
	11	157, 600	213, 000	246, 600	283, 100	310, 600	340, 600	387, 400
	12	158, 900	214, 800	247, 900	285, 000	312, 900	342, 800	390, 100
	13	160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000	344, 600	392, 500
	14	161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100	346, 600	394, 800
	15	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300	348, 600	397, 000
	16	164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
	17	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
	18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
	19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
	20	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
	21	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
	22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
	23	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
	24	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
	25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100

	26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
	27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
	28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
	29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
	30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
	31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
	32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
	33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
	34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
	35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
	36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
	37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
	38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
	39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
	40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
	41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
	42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
	43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
	44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
	45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
	46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
	47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
	48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
	49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
	50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000

	51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
	52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
	53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
	54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
	55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
	56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
	57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
	58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
	59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
	60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
	61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
	62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
	63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
	64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
	65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
	66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
	67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
	68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
	69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
	70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
	71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
	72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
	73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
	74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
	75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	

	76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
	77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
	78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
	79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
	80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
	81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
	82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
	83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
	84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
	85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
	86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
	87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
	94		294, 900	342, 600			
	95		295, 200	343, 100			
	96		295, 600	343, 500			
	97		295, 800	343, 700			
	98		296, 100	344, 100			
	99		296, 500	344, 500			
	100		296, 900	344, 800			

	101	297, 100	345, 100				
	102	297, 400	345, 500				
	103	297, 800	345, 900				
	104	298, 100	346, 300				
	105	298, 300	346, 800				
	106	298, 600	347, 200				
	107	299, 000	347, 600				
	108	299, 300	348, 000				
	109	299, 500	348, 500				
	110	299, 900	348, 900				
	111	300, 300	349, 200				
	112	300, 600	349, 500				
	113	300, 800	350, 000				
	114	301, 000					
	115	301, 300					
	116	301, 700					
	117	301, 900					
	118	302, 100					
	119	302, 400					
	120	302, 700					
	121	303, 100					
	122	303, 300					
	123	303, 600					
	124	303, 900					
	125	304, 200					

再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第２３条に規定する職員を除く。

別表第３（第５条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	１	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600
	２	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800
	３	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100
	４	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300
	５	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300
	６	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400
	７	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600
	８	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800
	９	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800

16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900
17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500
18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500
19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400
20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400
21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100
22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200
23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300
24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300
25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000
26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000
27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100
28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200
29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700
30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500
31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200
32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900
33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600
34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100
35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700
36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200
37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500
38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000
39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000
41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500

42	244, 400	257, 400	272, 400	315, 600	376, 400	399, 300	423, 800
43	245, 700	258, 400	273, 700	317, 500	378, 500	400, 300	425, 100
44	246, 900	259, 500	274, 900	319, 400	380, 500	401, 300	426, 300
45	248, 200	260, 100	276, 000	321, 100	382, 200	402, 500	427, 300
46	249, 300	261, 200	277, 400	323, 000	383, 900	403, 700	428, 000
47	250, 300	262, 300	278, 700	324, 900	385, 500	404, 800	428, 800
48	251, 200	263, 400	280, 100	326, 700	387, 200	406, 000	429, 600
49	252, 000	264, 200	281, 900	328, 100	388, 600	407, 300	430, 100
50	253, 100	265, 400	283, 600	329, 700	389, 600	408, 100	430, 500
51	254, 200	266, 400	285, 100	331, 100	390, 600	408, 900	430, 900
52	255, 300	267, 500	286, 500	332, 800	391, 600	409, 600	431, 200
53	255, 800	268, 700	288, 000	334, 300	392, 900	410, 100	431, 500
54	257, 000	269, 500	289, 600	336, 000	394, 000	410, 800	431, 900
55	257, 900	270, 900	291, 200	337, 600	395, 100	411, 500	432, 200
56	259, 000	272, 100	292, 700	339, 400	396, 300	412, 100	432, 500
57	259, 900	273, 100	294, 100	340, 300	397, 600	412, 800	432, 800
58	260, 900	274, 600	295, 800	342, 000	398, 400	413, 200	433, 100
59	261, 700	275, 800	297, 600	343, 600	399, 200	413, 800	433, 400
60	262, 700	277, 200	299, 400	345, 200	399, 900	414, 400	433, 700
61	263, 800	278, 800	300, 800	346, 800	400, 400	414, 800	434, 000
62	264, 500	280, 400	302, 600	348, 500	401, 100	415, 400	434, 300
63	265, 600	281, 700	304, 400	350, 200	401, 800	415, 900	434, 600
64	266, 500	283, 200	306, 100	351, 900	402, 500	416, 400	434, 900
65	267, 600	284, 600	307, 400	353, 500	402, 800	416, 900	435, 200
66	268, 800	285, 800	309, 100	355, 100	403, 500	417, 500	435, 500
67	269, 800	287, 200	310, 500	356, 700	404, 200	417, 900	435, 800

68	270, 700	288, 400	312, 200	358, 300	404, 800	418, 400	436, 100
69	271, 900	289, 900	313, 600	359, 500	405, 200	418, 800	436, 300
70	273, 300	291, 400	315, 000	360, 900	405, 700	419, 100	436, 600
71	274, 500	293, 000	316, 300	362, 200	406, 300	419, 400	436, 900
72	275, 800	294, 600	317, 800	363, 600	406, 800	419, 700	437, 200
73	277, 000	295, 800	318, 500	364, 800	407, 300	420, 000	437, 400
74	278, 200	297, 200	320, 100	366, 000	407, 700	420, 300	437, 700
75	279, 500	298, 700	321, 600	367, 300	408, 200	420, 600	438, 000
76	280, 500	300, 200	323, 300	368, 600	408, 700	420, 900	438, 300
77	281, 600	301, 100	325, 100	369, 900	409, 200	421, 100	438, 500
78	282, 800	302, 600	326, 800	371, 100	409, 700	421, 400	438, 800
79	284, 000	303, 800	328, 400	372, 300	410, 300	421, 700	439, 100
80	285, 000	305, 300	330, 000	373, 500	410, 800	422, 000	439, 400
81	286, 100	306, 600	331, 700	374, 700	411, 200	422, 200	439, 600
82	287, 300	308, 000	333, 400	375, 900	411, 800	422, 500	439, 900
83	288, 600	309, 100	335, 000	377, 000	412, 300	422, 800	440, 200
84	289, 900	310, 500	336, 700	378, 200	412, 500	423, 000	440, 500
85	291, 000	311, 400	338, 100	379, 300	412, 800	423, 200	440, 700
86	292, 200	312, 900	339, 600	379, 900	413, 300	423, 500	
87	293, 100	314, 200	341, 100	380, 400	413, 600	423, 800	
88	294, 300	315, 700	342, 600	381, 000	413, 900	424, 000	
89	295, 300	317, 200	343, 900	381, 600	414, 200	424, 200	
90	296, 500	318, 700	345, 100	382, 200	414, 600	424, 500	
91	297, 600	320, 100	346, 400	382, 800	415, 000	424, 800	
92	298, 800	321, 600	347, 700	383, 400	415, 400	425, 000	
93	299, 300	322, 900	349, 100	383, 700	415, 700	425, 200	

94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			

120	322, 600	351, 500	371, 800	396, 100			
121	323, 200	351, 800	372, 000	396, 500			
122	323, 500	352, 200	372, 500	397, 000			
123	324, 000	352, 700	373, 000	397, 400			
124	324, 500	353, 100	373, 400	397, 900			
125	324, 800	353, 500	373, 900	398, 300			
126		353, 900	374, 400				
127		354, 400	374, 900				
128		354, 800	375, 400				
129		355, 200	375, 700				
130		355, 600	376, 200				
131		356, 000	376, 700				
132		356, 400	377, 200				
133		356, 600	377, 500				
134		357, 100	378, 000				
135		357, 500	378, 400				
136		357, 800	378, 800				
137		358, 100	379, 100				
138		358, 500	379, 600				
139		359, 000	380, 100				
140		359, 500	380, 600				
141		359, 800	380, 900				
142		360, 300					
143		360, 800					
144		361, 300					
145		361, 600					

再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のかすみがうら市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の

前日において同条の規定による改正前のかすみがうら市職員の給与に関する条例第12条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第12条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第12条の3第1項に該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の給与条例第12条の3の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- (規則への委任)

5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	146,100	195,500
2	147,200	197,300
3	148,400	199,100
4	149,500	200,900
5	150,600	202,400
6	151,700	204,200
7	152,800	206,000
8	153,900	207,800
9	154,900	209,400
10	156,300	211,200
11	157,600	213,000
12	158,900	214,800
13	160,100	216,200
14	161,600	218,000
15	163,100	219,700
16	164,700	221,500
17	165,900	223,200
18	167,400	224,900
19	168,900	226,500
20	170,400	228,100
21	171,700	229,500
22	174,400	231,200

23	177, 000	232, 800
24	179, 600	234, 400
25	182, 200	235, 400
26	183, 900	236, 900
27	185, 500	238, 300
28	187, 200	239, 500
29	188, 700	240, 700
30	190, 400	241, 900
31	192, 200	242, 900
32	193, 900	244, 100
33	195, 500	245, 400
34	196, 900	246, 400
35	198, 400	247, 600
36	199, 900	248, 900
37	201, 200	249, 800
38	202, 500	251, 100
39	203, 700	252, 300
40	205, 000	253, 600
41	206, 300	255, 000
42	207, 600	256, 400
43	208, 900	257, 600
44	210, 200	258, 800
45	211, 300	260, 000
46	212, 600	261, 200
47	213, 900	262, 500
48	215, 200	263, 600

49	216,300	264,700
50	217,400	265,800
51	218,400	267,100
52	219,500	268,400
53	220,600	269,400
54	221,600	270,500
55	222,500	271,800
56	223,500	273,100
57	223,800	274,000
58	224,600	275,000
59	225,400	275,900
60	226,100	277,000
61	226,800	278,100
62	227,800	279,100
63	228,600	280,000
64	229,400	281,000
65	230,100	281,500
66	230,800	282,400
67	231,700	283,100
68	232,700	284,000
69	233,400	285,000
70	234,000	285,800
71	234,500	286,600
72	235,200	287,400
73	236,000	288,200
74	236,600	288,700

75	237, 200	289, 100
76	237, 700	289, 600
77	238, 400	289, 800
78	239, 100	290, 100
79	239, 800	290, 300
80	240, 300	290, 700
81	240, 800	290, 900
82	241, 500	291, 100
83	242, 200	291, 500
84	242, 900	291, 800
85	243, 500	292, 100
86	244, 200	292, 400
87	244, 900	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900

101	297, 100
102	297, 400
103	297, 800
104	298, 100
105	298, 300
106	298, 600
107	299, 000
108	299, 300
109	299, 500
110	299, 900
111	300, 300
112	300, 600
113	300, 800
114	301, 000
115	301, 300
116	301, 700
117	301, 900
118	302, 100
119	302, 400
120	302, 700
121	303, 100
122	303, 300
123	303, 600
124	303, 900
125	304, 200

議案第 9 1 号

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）

令和元年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 1 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8, 9 5 7, 0 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
20 繰越金		244, 239	9, 137	253, 376	
	1 繰越金	244, 239	9, 137	253, 376	
歳 入 合 計		18, 947, 945	9, 137	18, 957, 082	

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		146, 296	99	146, 395
	1 議 会 費	146, 296	99	146, 395
2 総 務 費		2, 605, 840	2, 447	2, 608, 287
	1 総 務 管 理 費	2, 251, 172	1, 843	2, 253, 015
	2 徴 税 費	223, 360	453	223, 813
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	92, 431	151	92, 582
3 民 生 費		6, 148, 935	1, 547	6, 150, 482
	1 社 会 福 祉 費	3, 097, 419	761	3, 098, 180
	2 児 童 福 祉 費	2, 495, 109	667	2, 495, 776
	3 生 活 保 護 費	556, 407	119	556, 526
4 衛 生 費		2, 080, 323	612	2, 080, 935
	1 保 健 衛 生 費	2, 080, 323	612	2, 080, 935
5 労 働 費		26, 256	18	26, 274
	1 労 働 諸 費	26, 256	18	26, 274
6 農 林 水 産 業 費		685, 992	303	686, 295
	1 農 業 費	667, 800	303	668, 103
7 商 工 費		811, 663	239	811, 902
	1 商 工 費	811, 663	239	811, 902
8 土 木 費		1, 537, 591	593	1, 538, 184
	1 土 木 管 理 費	98, 140	341	98, 481
	4 都 市 計 画 費	940, 763	252	941, 015
9 消 防 費		1, 211, 140	2, 508	1, 213, 648

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消 防 費	1, 211, 140	2, 508	1, 213, 648
10 教 育 費		1, 393, 623	771	1, 394, 394
	1 教 育 総 務 費	225, 826	267	226, 093
	4 社 会 教 育 費	292, 694	404	293, 098
	5 保 健 体 育 費	152, 833	100	152, 933
歳 出 合 計		18, 947, 945	9, 137	18, 957, 082

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館指定管理料	令和2年度から令和6年度まで	93,551
かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザ指定管理料	令和2年度から令和6年度まで	278,967

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,552,142	0	5,552,142
2 地方譲与 税	228,966	0	228,966
3 利子割交付 金	6,708	0	6,708
4 配当割交付 金	23,970	0	23,970
5 株式等譲渡所得割交付 金	21,605	0	21,605
6 地方消費税交付 金	746,253	0	746,253
7 ゴルフ場利用税交付 金	100,000	0	100,000
8 自動車取得税交付 金	20,000	0	20,000
9 環境性能割交付 金	14,000	0	14,000
10 地方特例交付 金	21,806	0	21,806
11 地方交付 税	4,069,000	0	4,069,000
12 交通安全対策特別交付 金	7,000	0	7,000
13 分担金及び負担 金	214,460	0	214,460
14 使用料及び手数 料	53,922	0	53,922
15 国庫支出 金	2,184,796	0	2,184,796
16 県 支 出 金	1,267,104	0	1,267,104
17 財 産 収 入	18,182	0	18,182
18 寄 附 金	20,044	0	20,044
19 繰 入 金	1,933,998	0	1,933,998
20 繰 越 金	244,239	9,137	253,376
21 諸 収 入	314,550	0	314,550

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
22 市	債	1, 885, 200	0	1, 885, 200
歳	入	18, 947, 945	9, 137	18, 957, 082
合 計				

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	146, 296	99	146, 395						99
2 総 務 費	2, 605, 840	2, 447	2, 608, 287						2, 447
3 民 生 費	6, 148, 935	1, 547	6, 150, 482						1, 547
4 衛 生 費	2, 080, 323	612	2, 080, 935						612
5 労 働 費	26, 256	18	26, 274						18
6 農 林 水 産 業 費	685, 992	303	686, 295						303
7 商 工 費	811, 663	239	811, 902						239
8 土 木 費	1, 537, 591	593	1, 538, 184						593
9 消 防 費	1, 211, 140	2, 508	1, 213, 648						2, 508
10 教 育 費	1, 393, 623	771	1, 394, 394						771
11 災 害 復 旧 費	10, 002	0	10, 002						
12 公 債 費	2, 260, 284	0	2, 260, 284						
13 予 備 費	30, 000	0	30, 000						
歳 出 合 計	18, 947, 945	9, 137	18, 957, 082						9, 137

2歳入

(款) 20繰越金

(項) 1繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1繰越金	244,239	9,137	253,376	1繰越金	9,137	前年度繰越金
計	244,239	9,137	253,376			

3 歳 出				(項) 1 議会費				(単位 千円)					
(款) 1 議会費													
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明			
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
1 議 会 費	146, 296	99	146, 395				99	3 職 員 手当等	99	01 職員等人件費 3 勤勉手当	99 99		
計	146, 296	99	146, 395				99						
(款) 2 総務費				(項) 1 総務管理費									
1 一般管理費	851, 477	1, 843	853, 320				1, 843	2 給 料	400	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当 3 特別職期末手当	1, 843 400 1, 314 129		
								3 職 員 手当等	1, 443				
計	2, 251, 172	1, 843	2, 253, 015				1, 843						
(款) 2 総務費				(項) 2 徴税費									
1 税務総務費	135, 128	453	135, 581				453	2 給 料	119	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	453 119 334		
								3 職 員 手当等	334				
計	223, 360	453	223, 813				453						
(款) 2 総務費				(項) 3 戸籍住民基本台帳費									
1 戸籍住民基本台帳費	91, 423	151	91, 574				151	2 給 料	18	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	151 18 133		
								3 職 員 手当等	133				
計	92, 431	151	92, 582				151						
(款) 3 民生費				(項) 1 社会福祉費									
1 社会福祉総務費	741, 385	732	742, 117				732	2 給 料	192	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	732 192 540		
								3 職 員 手当等	540				
4 国民年金費	4, 178	29	4, 207				29	2 給 料	18			01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	29 18 11
								3 職 員 手当等	11				
計	3, 097, 419	761	3, 098, 180				761						
(款) 3 民生費				(項) 2 児童福祉費									
3 保育所費	361, 456	554	362, 010				554	2 給 料	36	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	554 36 518		
								3 職 員 手当等	518				
5 児童館費	64, 424	113	64, 537				113	3 職 員 手当等	113			01 職員等人件費 3 勤勉手当	113 113
計	2, 495, 109	667	2, 495, 776				667						

(款) 3 民生費				(項) 3 生活保護費				(単位 千円)			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一財源	節		説 明	
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他		区 分	金 額		
1生活保護 総 務 費	136,541	119	136,660				119	2給料 3職員 手当等	36 83	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	119 36 83
計	556,407	119	556,526				119				

(款) 4 衛生費				(項) 1 保健衛生費							
1保健衛生 総 務 費	430,390	612	431,002				612	2給料 3職員 手当等	126 486	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	612 126 486
計	2,080,323	612	2,080,935				612				

(款) 5 労働費				(項) 1 労働諸費							
2働く女性 の家管理 費	15,851	18	15,869				18	3職員 手当等	18	01 職員等人件費 3 勤勉手当	18 18
計	26,256	18	26,274				18				

(款) 6 農林水産業費				(項) 1 農業費							
1農業委員 会 費	57,717	99	57,816				99	3職員 手当等	99	01 職員等人件費 3 勤勉手当	99 99
2農業総務 費	371,592	204	371,796				204	2給料 3職員 手当等	54 150	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	204 54 150
計	667,800	303	668,103				303				

(款) 7 商工費				(項) 1 商工費							
1商工総務 費	63,818	239	64,057				239	2給料 3職員 手当等	74 165	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	239 74 165
計	811,663	239	811,902				239				

(款) 8 土木費				(項) 1 土木管理費							
1土木総務 費	98,140	341	98,481				341	2給料 3職員 手当等	130 211	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	341 130 211
計	98,140	341	98,481				341				

(款) 8 土木費				(項) 4 都市計画費							
1都市計画 総 務 費	910,400	252	910,652				252	2給料	54	01 職員等人件費 2 一般職給料	252 54

(款) 8 土木費				(項) 4 都市計画費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他		区 分	金 額	
(1 都市計画 総 務 費)				国県支出金				3 職 員 手当等	198	3 勤勉手当 198
計	940,763	252	941,015				252			

(款) 9 消防費				(項) 1 消防費						
1 常備消防 費	686,802	2,508	689,310				2,508	2 給 料 3 職 員 手当等	1,000 1,508	01 職員等人件費 2,508 2 消防職給料 1,000 3 勤勉手当 1,508
計	1,211,140	2,508	1,213,648				2,508			

(款) 10 教育費				(項) 1 教育総務費						
2 事務局費	105,331	267	105,598				267	2 給 料 3 職 員 手当等	71 196	01 職員等人件費 267 2 一般職給料 71 3 勤勉手当 196
計	225,826	267	226,093				267			

(款) 10 教育費				(項) 4 社会教育費						
1 社会教育 総 務 費	69,192	134	69,326				134	2 給 料 3 職 員 手当等	18 116	01 職員等人件費 134 2 一般職給料 18 3 勤勉手当 116
2 公民館費	81,506	136	81,642				136	2 給 料 3 職 員 手当等	18 118	01 職員等人件費 136 2 一般職給料 18 3 勤勉手当 118
4 図書館費	44,334	30	44,364				30	3 職 員 手当等	30	01 職員等人件費 30 3 勤勉手当 30
5 歴 史 博物館費	66,002	104	66,106				104	2 給 料 3 職 員 手当等	15 89	01 職員等人件費 104 2 一般職給料 15 3 勤勉手当 89
計	292,694	404	293,098				404			

(款) 10 教育費				(項) 5 保健体育費						
1 保健体育 総 務 費	66,059	100	66,159				100	2 給 料 3 職 員 手当等	11 89	01 職員等人件費 100 2 一般職給料 11 3 勤勉手当 89
計	152,833	100	152,933				100			

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	7,515 (3.35)	3,193	33,712	6,221	39,933
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	19,337	88,851
	その他の特別職	1,977	114,130				114,130	635	114,765
	計	1,996	166,750	23,004	24,409	3,193	217,356	26,193	243,549
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	6,221	39,804
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	19,337	88,851
	その他の特別職	1,977	114,130				114,130	635	114,765
	計	1,996	166,750	23,004	24,280	3,193	217,227	26,193	243,420
比 較	長 等				129		129		129
	議 員								
	その他の特別職								
	計				129		129		129

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	372		1,419,996	1,018,869	2,438,865	461,196	2,900,061
補正前	372		1,417,606	1,012,251	2,429,857	461,196	2,891,053
比 較			2,390	6,618	9,008		9,008

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	44,665	337,745	238,286	19,168	25,215	66,645	3,629	46,967	2,150	35,057	7,209	187,728	3,059	1,346
	補正前	44,665	337,745	231,668	19,168	25,215	66,645	3,629	46,967	2,150	35,057	7,209	187,728	3,059	1,346
	比 較			6,618											

議案第 92 号

かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザ及びかすみがうら
市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 6
7 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 11 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 指定管理者となる団体

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ
代表取締役 福 士 昌

2 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後																																
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>374,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>422,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>472,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>533,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>608,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>710,000円</td></tr><tr><td>7</td><td>830,000円</td></tr></table>	号給	給料月額	1	374,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	6	710,000円	7	830,000円	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>375,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>422,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>472,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>533,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>608,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>710,000円</td></tr><tr><td>7</td><td>830,000円</td></tr></table>	号給	給料月額	1	375,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	6	710,000円	7	830,000円
号給	給料月額																																
1	374,000円																																
2	422,000円																																
3	472,000円																																
4	533,000円																																
5	608,000円																																
6	710,000円																																
7	830,000円																																
号給	給料月額																																
1	375,000円																																
2	422,000円																																
3	472,000円																																
4	533,000円																																
5	608,000円																																
6	710,000円																																
7	830,000円																																
(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号) 第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。	(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号) 第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とする。																																

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(給与条例の適用除外)	(給与条例の適用除外)

第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年かすみがうら市条例第15号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とする。	第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年かすみがうら市条例第15号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。
	附 則 <u>（施行期日等）</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。 <u>（給与の内払）</u> 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
（期末手当） 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、<u>第4項及び第5項</u>の規定を準	（期末手当） 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、<u>第4項及び第5項</u>の規定を準

用して算出された額とする。この場合において、<u>同条第2項中「100分の130」</u>とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、<u>同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」</u>とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	用して算出された額とする。この場合において、<u>同条第2項中「100分の130」</u>とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とし、<u>同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」</u>とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。
---	--

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、<u>第4項</u>及び<u>第5項</u>の規定を準用して算出された額とする。この場合において、<u>同条第2項中「100分の130」</u>とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とし、<u>同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」</u>とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」	(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、<u>第4項</u>及び<u>第5項</u>の規定を準用して算出された額とする。この場合において、<u>同条第2項中「100分の130」</u>とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、<u>同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」</u>とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	
	附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。 (給与の内払) 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職	(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職

員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)	員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)
--	--

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(住居手当) 第12条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(かすみがうら市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)に支給する。 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。 (1) 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額 (2) 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは<u>16,000円</u>)に11,000円を加算した額 3 (略)	(住居手当) 第12条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(かすみがうら市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)に支給する。 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。 (1) 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額 (2) 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは<u>17,000円</u>)に11,000円を加算した額 3 (略)

(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)	(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)
	附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。 (給与の内払) 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のかすみがうら市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正

後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

4 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前のかすみがうら市職員の給与に関する条例第12条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第12条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第12条の3第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第12条の3の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(規則への委任)

5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。